

## 民間における各種処遇プログラムに関する研究（その1）

矯正協会附属中央研究所 保木 正和  
 工藤 弘人  
 古曳 牧人  
 嶋谷 宗泰  
 長谷川宜志  
 横浜少年鑑別所 浅野 千晶\*

キーワード：民間，処遇プログラム，教育プログラム，処遇技法，教育方法，再犯防止

### I はじめに

矯正施設における処遇は、健全な成長発達を果たし得ないでいる状態の人々に対し、人間らしさを回復するための働きかけをし、価値ある自己実現を援助することを目的として、一人一人の環境的、身体的、精神的条件に即した生き甲斐のある生活を実現させることを目指している。このために矯正施設においては、少年鑑別所では非行少年の人格診断において、また、少年院の在院者や行刑施設の受刑者に対する日常的な処遇と展望的な保護環境調整指導等において、人格の全面的な発達を意図する教育的な指導方法と、個別的な適応障害に対処する心理治療的な技法の導入、開発、試行、実施、展開に力を入れてきた歴史がある。その成果は、教育的な実践活動、心理治療的な処遇、学術的研究として認められているところであり、また、その実績は、矯正関連の各分野からも評価を受けているものである。

ところで、処遇に関するアプローチは、矯正以外のさまざまな分野においても行われており、殊にそれらの近年における取り組みに

は教育方法や心理療法の分野に限っても、各種学会等で発表、紹介されるものをはじめとして、矯正がその存在や動向に注目せざるを得ないものも少なくない。一方、矯正においては、現在、少年施設では、収容少年の虐待体験に対する対応、被害者の視点に立った教育の充実化、しよく罪指導や生命尊重教育の充実、精神障害や知的障害がある者に対する指導の強化等、また、行刑施設では、処遇類型別指導の充実化、保護関係調整指導の充実化等のために、新たな教育方法や心理療法を求めなければならない状況にある。

このような処遇領域において、矯正以外の分野における応用可能な処遇技法や処遇プログラムの内容、実施状況、評価方法、指導者養成方法等についての知見を得て、これを矯正処遇の充実のための資料とすることは、矯正教育の向上を図る上で、最も必要とされていることである。

### II 研究の目的

本研究は、以上のような認識を持って、対象者の処遇について矯正と共通した目的を持

\*前矯正協会附属中央研究所

つ矯正以外の分野、特に、NPO、NGO、病院等各機関において実施されている処遇プログラム等を中心に、その内容等について調査を行い、それらの中から、矯正施設における処遇プログラムとして導入が可能と思われるもの、また、それらを通して、矯正における処遇技法の全部又は一部として新たな開発が期待できるものに関する情報を得ることを目的とする。

### Ⅲ 研究の内容及び方法

研究の内容として、(1)処遇技法及び処遇プログラムについての矯正職員に対するアンケート調査を実施して、それに対する意識を知るとともに、(2)現段階において矯正が有している処遇技法及び処遇プログラムを整理し、また、(3)矯正及び矯正以外の分野において実施されている処遇技法及び処遇プログラムについての実地の調査を行うことによって、その運用状況を把握し、これらのことを踏まえて、(4)今後の矯正処遇において有効と考えられる処遇技法及び処遇プログラムはあるか、また、それらを矯正施設へ導入とした場合の条件や、導入の在り方を提示することとしている。

以上のうち、本報告は、主として(1)から(3)までを研究の内容として、資料の整理と現状の把握を行うことに主眼を置き、次年度においては、(4)を中心として、民間において実施されている処遇技法及び処遇プログラムについての具体的な情報及び資料の提供並びに矯正に導入した場合の予想及び若干の提言を行うことを計画している。

### Ⅳ 処遇プログラム等についての矯正職員の意識

#### 1 意識調査の目的

本調査は、矯正職員の処遇プログラムに対する認識・理解等の程度、実務・実践の現

状、民間における処遇プログラムを導入することとした場合の受け入れ・準備態勢等を知り、これを本研究の視点の設定、資料収集の範囲、導入する各種処遇プログラムの適否や、導入に当たっての留意点等を検討するための基礎的資料とすることを目的としたものである。

本調査は、本研究の全体を計画するに当たって必要と考えられる予備的な作業として実施した。

このため、現場施設の業務にできるだけ直接的な負担をかけない範囲内で調査を行い、かつ、その結果が処遇技法や処遇プログラムについての意識等としてできるだけ矯正職員各層の意見に近いものを得るため、これを反映すると思われる、現在、主として教育・処遇を業務としている矯正職員の所属組織（勤務施設）、年齢、勤務歴、研修歴等を勘案している。

したがって、本節における「結果」及び「考察」は、矯正職員全体の傾向を示すものではない。

#### 2 方法

##### (1) 調査対象

平成14年度の矯正研修所及び各支所（以下「研修所等」という。）の研修課程の研修員の中から、次の研修員を対象者とした。

- ア 矯正研修所各支所基礎科及び応用科研修の研修員 278名
- イ 矯正研修所高等科第二部研修の研修員 35名
- ウ 専攻科（行刑施設教育活動充実化研修）研修員 60名

##### (2) 調査期間

平成14年度の各研修実施期間中、平成14年4月15日から平成15年3月25日までの間に、研修所等における上記の研修実施時期に合わせて実施した。

## (3) 調査内容

## ア 調査方法

研修所等において、各研修員に質問紙法による調査用紙を配付して実施した。

## イ 調査票

調査票は、研修員用調査票一部から構成されている。その内容は、次のとおりである。具体的質問項目については、資料1を参照されたい。

## (ア) 属性調査

- ① 現在の勤務庁
- ② 研修課程の別（基礎科，応用科，専攻科，高等科）

## (イ) 処遇技法について

- ① 処遇技法についての知名度
- ② 処遇技法についての実務・実践経験
- ③ 処遇効果に対する評価（着目点，導入すべきもの）

## (ウ) 処遇プログラムについて

- ① 処遇プログラムについての知名度
- ② 処遇プログラムへの関心

## (エ) 処遇技法・処遇プログラム導入に当たって

## 3 結果

調査票の全配布数は373件で、有効回答数は300件、有効回答率は80.4%であった。有効回答数のうち、「現在所属している矯正施設等」について未記入のものが30件あった。これらの内訳は、表1及び表2のとおりである。

本調査のうち質問項目4,5の「処遇プログラムに関する意識調査」については、有効な回答が得られなかったため、その結果は、記載していない。

## (1) 処遇技法についての知名度と実務・実践経験

## ア 研修課程別の状況

基礎科研修員は、矯正職員として採用後1年以内の実務経験が少ない職員であり、ま

表1 研修課程別回答人員

	人員	構成比(%)
基礎科	107	35.7
応用科	100	33.3
専攻科	59	19.7
高等科	34	11.3
合計	300	100.0

表2 現在所属している矯正施設等

	人員	構成比(%)
行刑施設	63	23.3
少年院	150	55.6
少年鑑別所	57	21.1
合計	270	100.0

注) 無回答は除く。

た、応用科研修員は、採用後おおむね4～5年の実務経験がある職員であるが、両者とも、法務教官採用試験（国家公務員採用試験Ⅱ種試験相当）を合格した者で、関係の学会、大学、その他の分野において研究、実践されている処遇技法についての新しい知識やその動向を知っていると思われる比較的若年の少年院及び少年鑑別所の職員である。専攻科研修員は、矯正職員としての勤務歴は相当程度あり、また、これまでに担当してきた部署も多様な、行刑施設の教育担当の職員である。高等科第二部研修員は、勤務歴は比較的多様であって、将来、上級幹部職員になるための教育訓練を受けている、入所試験によって選抜された者及び国家公務員採用Ⅰ種試験合格者で、45歳以下の、主として少年院及び少年鑑別所の職員である。

基礎科、応用科、専攻科及び高等科それぞれの研修課程別の処遇技法についての知名度実務・実践経験は、表3のとおりである。また、処遇技法についての知名の数値は、表4のとおりである。

知っている処遇技法が10以下の者の割合は、基礎科約25%、応用科8%、専攻科約54%及び高等科約3%となっている。知って

表3 処遇技法についての知名度と実務・実践経験

項目	知識がある人員				実務・実践経験がある人員			
	基礎科	応用科	専攻科	高等科	基礎科	応用科	専攻科	高等科
日記指導	99 (92.5)	99 (99.0)	43 (72.9)	34 (100.0)	61 (57.0)	86 (86.0)	23 (39.0)	26 (76.5)
作文指導	91 (85.0)	95 (95.0)	48 (81.4)	34 (100.0)	46 (43.0)	81 (81.0)	24 (40.7)	25 (73.5)
面接指導	94 (87.9)	94 (94.0)	45 (76.3)	33 (97.1)	58 (54.2)	84 (84.0)	29 (49.2)	26 (76.5)
個別カウンセリング	88 (82.2)	86 (86.0)	55 (93.2)	32 (94.1)	13 (12.1)	41 (41.0)	14 (23.7)	12 (35.3)
ロールレタリング	86 (80.4)	97 (97.0)	43 (72.9)	33 (97.1)	21 (19.6)	68 (68.0)	21 (35.6)	20 (58.8)
ロールプレイング	88 (82.2)	92 (92.0)	46 (78.0)	33 (97.1)	13 (12.1)	40 (40.0)	9 (15.3)	17 (50.0)
内観法	83 (77.6)	93 (93.0)	31 (52.5)	33 (97.1)	8 (7.5)	33 (33.0)	2 (3.4)	14 (41.2)
箱庭療法	92 (86.0)	91 (91.0)	25 (42.4)	29 (85.3)	3 (2.8)	11 (11.0)	0 (0.0)	6 (17.6)
集会指導	81 (75.7)	90 (90.0)	26 (44.1)	33 (97.1)	24 (22.4)	67 (67.0)	17 (28.8)	20 (58.8)
問題群別指導	73 (68.2)	91 (91.0)	27 (45.8)	32 (94.1)	24 (22.4)	62 (62.0)	16 (27.1)	20 (58.8)
心理劇	72 (67.3)	82 (82.0)	32 (54.2)	33 (97.1)	2 (1.9)	19 (19.0)	4 (6.8)	8 (23.5)
内省指導	79 (73.8)	90 (90.0)	15 (25.4)	31 (91.2)	25 (23.4)	70 (70.0)	8 (13.6)	22 (64.7)
SST	67 (62.6)	92 (92.0)	22 (37.3)	33 (97.1)	9 (8.4)	45 (45.0)	4 (6.8)	21 (61.8)
読書指導	61 (57.0)	89 (89.0)	29 (49.2)	33 (97.1)	20 (18.7)	69 (69.0)	16 (27.1)	24 (70.6)
集団カウンセリング	71 (66.4)	62 (62.0)	50 (84.7)	25 (73.5)	4 (3.7)	13 (13.0)	13 (22.0)	5 (14.7)
絵画療法	64 (59.8)	50 (50.0)	24 (40.7)	25 (73.5)	3 (2.8)	10 (10.0)	1 (1.7)	4 (11.8)
家族療法	48 (44.9)	56 (56.0)	10 (16.9)	27 (79.4)	1 (0.9)	3 (3.0)	0 (0.0)	5 (14.7)
行動療法	48 (44.9)	45 (45.0)	5 (8.5)	23 (67.6)	1 (0.9)	3 (3.0)	0 (0.0)	2 (5.9)
遊戯療法	47 (43.9)	45 (45.0)	6 (10.2)	17 (50.0)	2 (1.9)	1 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
交流分析	35 (32.7)	47 (47.0)	4 (6.8)	28 (82.4)	2 (1.9)	6 (6.0)	0 (0.0)	1 (2.9)
自律訓練	46 (43.0)	35 (35.0)	6 (10.2)	22 (64.7)	2 (1.9)	8 (8.0)	0 (0.0)	6 (17.6)
ブリーフセラピー	30 (28.0)	36 (36.0)	6 (10.2)	28 (82.4)	2 (1.9)	5 (5.0)	0 (0.0)	1 (2.9)
キネジ療法	11 (10.3)	31 (31.0)	2 (3.4)	24 (70.6)	1 (0.9)	3 (3.0)	0 (0.0)	1 (2.9)
感受性訓練	19 (17.8)	21 (21.0)	1 (1.7)	7 (20.6)	1 (0.9)	3 (3.0)	0 (0.0)	1 (2.9)
刺激遮断療法	12 (11.2)	22 (22.0)	1 (1.7)	6 (17.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
現実療法	10 (9.3)	16 (16.0)	4 (6.8)	4 (11.8)	0 (0.0)	5 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

注) 各セル内の上段は度数, 下段の ( ) 内は各研修課程ごとの回答者全体に対する構成比を示す。

表4 研修課程別：処遇技法についての知名度

研修	知っている処遇技法の数				合計
	0～10	11～15	16～19	20～26	
基礎科	26 (24.3)	31 (29.0)	20 (18.7)	30 (28.0)	107 (100.0)
応用科	8 (8.0)	26 (26.0)	32 (32.0)	34 (34.0)	100 (100.0)
専攻科	32 (54.2)	15 (25.4)	11 (18.6)	1 (1.7)	59 (100.0)
高等科	1 (2.9)	3 (8.8)	6 (17.6)	24 (70.6)	34 (100.0)

注) ( ) 内は構成比を示す。

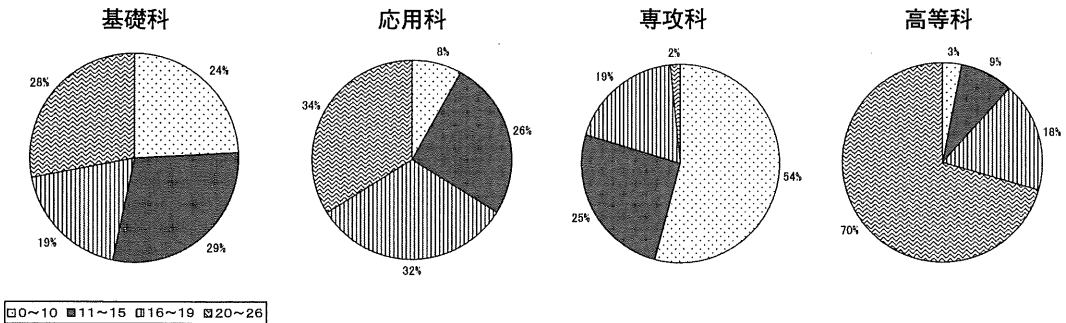


図1 知っている処遇技法数

表5 研修課程別：処遇技法についての実務・実践経験

研修	実務・実践経験がある処遇技法の数				合計
	0	1～4	5～8	9～26	
基礎科	31 (29.0)	44 (41.1)	25 (23.4)	7 (6.5)	107 (100.0)
応用科	8 (8.0)	15 (15.0)	19 (19.0)	58 (58.0)	100 (100.0)
専攻科	17 (28.8)	22 (37.3)	14 (23.7)	6 (10.2)	59 (100.0)
高等科	6 (17.6)	4 (11.8)	5 (14.7)	19 (55.9)	34 (100.0)

注) ( ) 内は構成比を示す。

いる処遇技法が20以上の者の割合は、基礎科28%、応用科34%、専攻科約2%及び高等科約71%となっている（図1参照）。

また、表5の処遇技法についての実務・実践経験においては、処遇技法についての実務・実践経験が全くない者の割合は、基礎科

29%、応用科8%、専攻科約29%及び高等科約18%であった。一方、9以上の処遇技法についての実務・実践の経験がある者の割合は、基礎科約7%、応用科58%、専攻科約10%及び高等科約56%であった（図2参照）。

イ 勤務施設別の状況

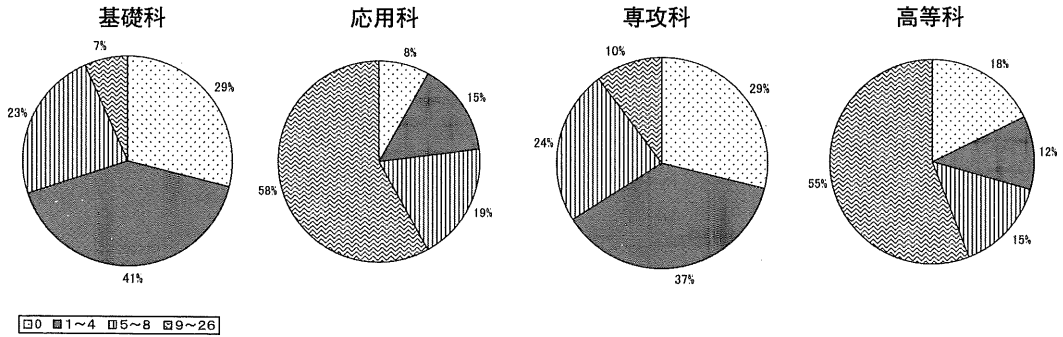


図2 処遇技法の実務・実践数

表6 勤務施設別：処遇技法についての知名度

勤務場所	知っている処遇技法の数				合計
	0~10	11~15	16~19	20~26	
行刑施設	32 (50.8)	16 (25.4)	13 (20.6)	2 (3.2)	63 (100.0)
少年院	17 (11.3)	33 (22.0)	43 (28.7)	57 (38.0)	150 (100.0)
少年鑑別所	10 (17.5)	19 (33.3)	6 (10.5)	22 (38.6)	57 (100.0)

注) ( ) 内は構成比を示す。

表7 勤務施設別：処遇技法についての実務・実践経験

勤務場所	実務・実践経験のある処遇技法の数				合計
	0	1~4	5~8	9~26	
行刑施設	19 (30.2)	22 (34.9)	14 (22.2)	8 (12.7)	63 (100.0)
少年院	12 (8.0)	30 (20.0)	34 (22.7)	74 (49.3)	150 (100.0)
少年鑑別所	18 (31.6)	23 (40.4)	10 (17.5)	6 (10.5)	57 (100.0)

注) ( ) 内は構成比を示す。

対象者の勤務施設を行刑施設、少年院及び少年鑑別所の三つに分けて分析をした。

なお、勤務施設を記入しなかった30人分は欠損値とした。

表6のとおり、知っている処遇技法が10以下の者の割合は、行刑施設約50%、少年院約11%及び少年鑑別所約18%である。20以上の処遇技法を知っている者の割合は、行刑施設約3%、少年院38%及び少年鑑別所約39%で

あった。また、処遇技法についての実務・実践経験は、表7に示すとおり、実務・実践経験がない者の割合は、行刑施設約30%、少年院8%及び少年鑑別所約32%であり、9以上の処遇技法の実務・実践経験がある者の割合は、行刑施設約13%、少年院約50%及び少年鑑別所約11%であった(図3、4参照)。

ウ その他の処遇技法についての実務・実践経験

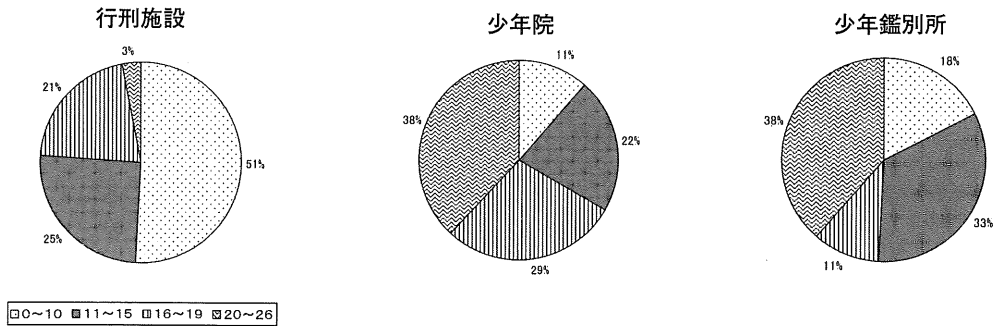


図3 知っている処遇技法数

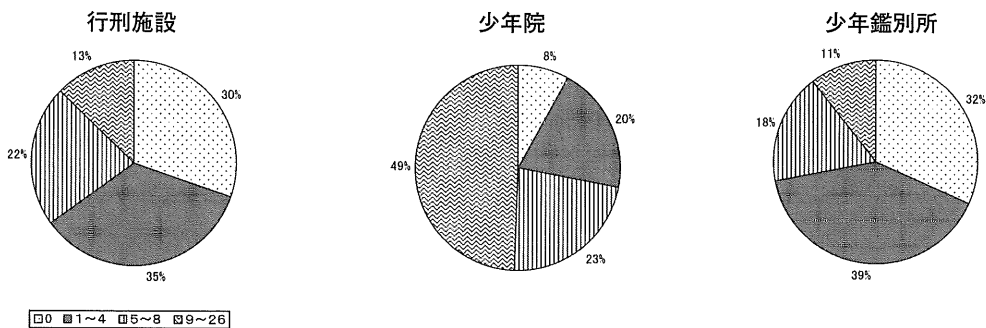


図4 処遇技法の実務・実践数

質問6において、質問1の26の処遇技法（「矯正教育用語ハンドブック」からの転記による。）以外に、各施設で実務・実践したことのある処遇技法について尋ねたところ、表8のとおり47の回答があり、コラージュ10件、家族画9件、モラルジレンマ4件、アドベンチャー・グループ・カウンセリング、貼り絵がそれぞれ3件等であった。

(2) 収容者について処遇上着目している問題性

処遇プログラムの在り方等を検討するために、処遇を担当する者がその実務・実践において、収容者のどのような問題に着目しているかについて、自由記述によって意見を求めた。

「平素の処遇において、収容者のどのような問題に着目していますか」という質問7に対しては、延べ274件の回答が得られた（一

人でいくつかの内容にまたがる回答をした者については、主意を汲んで、内容ごとに分類した。）。これらは、表9のとおり、概ね七つの区分に分類され、それ以外のものは、「その他」とした。全体的に見ると、収容者の資質や内面に関するものが約25%（68件）、刑事政策に関するものが約19%（53件）、収容者の家族に関するものが約17%（47件）、教育方法・心理療法等に関するものが約16%（44件）である。

(3) 導入が必要と思われる処遇プログラム

「今後、矯正施設に、新たな処遇プログラムを導入するとした場合、どのような内容のものがふさわしいと思われますか」という問9に対しては、表10のとおり136件の回答があった。その内容について、現在、矯正施設も含めた各分野で実施されている処遇プログラムを自分が勤務している施設へ導入するこ

表8 実務・実践経験のあるその他の処遇技法

項 目	実施人員
コラージュ	10
家族画	9
モラルジレンマ	4
アドベンチャー・グループ・カウンセリング	3
貼り絵	3
VTR 視聴による指導	2
グループミーティング	1
共犯者処遇	1
連絡帳（担任職員の交換日記）	1
ワークショップ	1
友人画	1
未来画	1
認知地図	1
論理療法	1
ファミリーカウンセリング	1
概念地図法	1
音楽療法	1
ホメオストレッチ	1
集団粘土細工	1
自己主張訓練	1
性・暴力・窃盗グループワーク	1
自分史作成	1

とについて言及しているもの、プログラムの内容を提示したもの、処遇プログラムの実施方法を提示したものの3種に分類し、それ以外ものは、「その他」とした。

自分が勤務している施設へ処遇プログラム

を導入することについて言及したものは64件あり、その具体的な意見、感想には、被害者に関して述べているものが26件あった。



表9 処遇上着目している収容者の問題性

分野	分類	内容・意見の概要	回答数	分野内構成比 (%)	全体に対する構成比 (%)
資質・内面	自尊感情	自尊感情の乏しさ	5	7.4	1.8
	認知	認知的歪みと変容すること	5	7.4	1.8
	軽度発達障害	ADHD・LD	5	7.4	1.8
	自己中心性	自己中心性	3	4.4	1.1
	鑑別	表情や行動様式、声の調子など	3	4.4	1.1
	その他	資質鑑別の問題と非行の関連	47	69.1	17.2
	小計	アイデンティティの問題	68	100.0	24.8
	社会復帰	進路の問題	19	35.8	6.9
	保安	帰住地と引受人の関係	15	28.3	5.5
	被害者	再犯防止の指導	11	20.8	4.0
刑事政策	再犯関係	施設内と施設外の変化	8	15.1	2.9
	小計	再犯する者はどうして問題が解決できなかったのか	53	100.0	19.3
	家族関係	家族との関係	22	46.8	8.0
	生育歴	家族関係が悪い場合が多い	13	27.7	4.7
	家庭環境	家族との関係	5	10.6	1.8
	その他	出院後の家族関係	7	14.9	2.6
	小計	収容少年の家族関係の構造と機能	47	100.0	17.2
	規範	社会規範を重視	11	25.0	4.0
	生活指導	日常における最低限のマナーの習得	8	18.2	2.9
	感情統制	内面に抱える感情の適切な表出方法	7	15.9	2.6
教育方法・心理療法等	心理療法	カウンセリングの効果について	4	9.1	1.5
	教科	基礎学力不足	2	4.5	0.7
	その他	「読み・書き・そろばん」技能の習熟	12	27.3	4.4
	小計	いかに動機付けを図るか	44	100.0	16.1
	規範	社会規範を重視	11	25.0	4.0
	生活指導	日常における最低限のマナーの習得	8	18.2	2.9
	感情統制	内面に抱える感情の適切な表出方法	7	15.9	2.6
	心理療法	カウンセリングの効果について	4	9.1	1.5
	教科	基礎学力不足	2	4.5	0.7
	その他	いかに動機付けを図るか	12	27.3	4.4
小計	内省を深めさせ、自分の弱さに気付かせる	44	100.0	16.1	

分野	分類	内容・意見の概要		回答数	分野内構成比 (%)	全体に対する構成比 (%)
被害者感	虐待	被害者の過剰な反応	児童虐待における世代間伝達の問題	7	70.0	2.6
	被害	被害者の抱く、「被害性、被害者性」	被害者として受けた心の傷	3	30.0	1.1
	小計			10	100.0	3.6
対人	交友	交友関係に着目している	友人とのつながり	6	35.3	2.2
	その他	対人関係をうまく築くことができないうこと	他少年に対する見栄について	11	64.7	4.0
	小計			17	100.0	6.2
反省的態度	罪障感	罪障感の欠如	本人の自覚、罪に対する意識	7	35.0	2.6
	しよく罪	しよく罪の確立	しよく罪の意識があるか	5	25.0	1.8
	その他	反省する気持ちがあるか	犯した罪の反省、犯した非行に対する責任感	8	40.0	2.9
その他	小計			20	100.0	7.3
	職業	勤労意欲の喚起	職業的な技術の不足	4	26.7	1.5
	社会問題	携帯電話と非行・犯罪の関係	暴力団の問題	3	20.0	1.1
その他	高齢	高齢受刑者の処遇	犯罪者の高齢化	2	13.3	0.7
	その他	依存症等	薬物使用者の運動能力について	6	40.0	2.2
	小計			15	100.0	5.5
	合計			274		100.0

表10 導入することがふさわしいと思われるプログラム

区分	分類	意見、感想の区分	内容・意見の概要	回答数	構成比 (%)	
プログラム等 施設への導入が考えられる処遇プログラム	刑事政策	被害者 スケアードストレート プログラム	修復的司法プログラム、しよく罪教育、被害者や遺族との対話	26	40.6	
		ブードキャンピング	犯罪者に対しての報いや刑務所の厳しさを教える。	7	10.9	
	教育	P A	成人施設のみで実施する。	行動訓練を含む少年院の処遇に導入しやすい。	1	1.6
			ワークシヨップ	グループワークをメインとしたワークシヨップ	3	4.7
		その他	道徳	モラルズレインマン (集会、課題だけでなく、面接でも使える。)	2	3.1
			外部協力	ゲストスピーカー制度	1	1.6
	心理	家族	家族	家族を対象としたもの、家族関係の調整、家族療法	4	6.3
			集団	エンカウンターグループ、集会指導、ロールプレイング、集団カウンセリング	4	6.3
		療法	音楽療法	音楽療法、動物セラピー、認知行動療法	3	4.7
			個別	ガイダンスのような指導領域的なもの、言語化できない部分を表出する。	2	3.1
福祉	トークンシステム	精神科病棟等で行われているトークンシステムを医療少年院を中心に導入	1	1.6		
		ダルク	毎日のミーティング、ダルクのスタッフから話を聞く。	5	7.8	
	アミテイ	自助グループを作る、グループカウンセリングを行う。	4	6.3		
小計			64	100		
プログラムの内容を提示したもの	刑事政策	社会復帰	出所後の生活設計、地域社会への復帰	4	11.8	
		制裁	人が嫌がる仕事や辛い仕事をさせてその役割の重要性を学ばせる。	2	5.9	
	教育	職業・資格取得	時代に即した資格取得をさせる。販売実習をさせる。	5	14.7	
			体験	年齢の異なる人 (老人) と接触させる機会を持つ。	1	2.9
		その他	音楽	音楽を使い感化させる。	1	2.9
			作文	絵本のシナリオを書かせてコンクールに出す。	1	2.9
	心理	意識変容	道徳	基本的な生活習慣を身に付けさせる。	1	2.9
			感情統制	他人の気持ちが変わる。自分の行為をわからせる。動機付けを高める。	7	20.6
		処遇方法	関係性	欲求を合理的に処理するスキル、ストレスの軽減	3	8.8
			虐待	感情表現ができる。集団場面での振舞い方、行動変容プログラム	3	8.8
福祉	軽度発達障害	少年と職員とのラポール	1	2.9		
		虐待	虐待体験を克服するための方法	1	2.9	
	奉仕	アスト	投影法のテストを組み込み内面を分析する。	1	2.9	
		老人	LD,AD/HD に対応したプログラム	1	2.9	
小計			34	100.0		

区分	分類	意見、感想の区分	内容・意見の概要	回答数	構成比 (%)
プログラムの実施方法を提示したもの	刑事政策	社会復帰	施設の中でどうやって社会化させるか	1	3.6
		ハーフウェイハウス	保護観察と施設収容の中間のようなもの	1	3.6
	教育	方法論	誰でも実施可能なプログラム、問題群別の種類を増やす、個別処遇と集団処遇を組み合わせたもの、コンピュータをもちいたもの、自主的・自律的なもの	6	21.4
		外部協力	ボランティアを活用してのグループワーク、逆境から這い上がった人の講演、出院者との交流、薬物等の経験者から討議するような形で話を聞く。	5	17.9
		集団	全体指導になじむもの	2	7.1
		奉仕	皆が嫌がる仕事・作業をさせる。	2	7.1
	その他	教科	教科教育の充実	1	3.6
		作文・絵画	作文指導に加えて、絵画で表現させるもの	1	3.6
		保護者	保護者も一緒に処遇できるようなプログラム	1	3.6
		ワークシヨップ	参加型のワークシヨップ	1	3.6
心理	処遇方法	心理的なプレッシャーを受けないもの、集団に働き掛ける技法、行動療法的なもの、ロールプレイング的な具体的な体験できるもの	4	14.3	
	集団	グループカウセリング、お互いのことを語り合えるような方法	2	7.1	
小計	評価	心理技官に受講者に対する評価を行わせる。	1	3.6	
			28	100.0	
その他	刑事政策	保安	ロールプレイングやサイコロドラマは危険性が大きい。	1	10.0
		方法論	矯正教育の実態に即したスタイルのもの	2	20.0
	教育	不要論	今あるものを充実させる。処遇技法に効果はない。	3	30.0
		方法論	どのような対象者にどのような処遇が有効かを精査する。アメリカで行われている処遇プログラムが有効、性犯罪者には外科手術とホルモン剤の投与、懲罰的強制労働	4	40.0
小計			10	100.0	

#### 4 考察

##### (1) 処遇技法についての知名度と実務・実践経験（表4，表5，表7）

質問1の項目として提示した26の処遇技法について、16以上の処遇技法を知っている者は300人中158名（52.7%）であるが、調査対象者の中には矯正職員として採用後日の浅い基礎研修員も含んでいること、また、矯正職員はそれぞれに広汎な業務に従事していることを考慮すると、矯正職員の処遇技法に対する知識の量は多いと言える（表4）。

次に、これを実務・実践経験の面から研修課程別に見ると、少年院の職員については、約49%の者が9以上の処遇技法の実務・実践経験者であり（表7）、また、応用研修員の約58%、高等科第二部研修員の約56%は、それぞれ9以上の処遇技法についての実務・実践経験がある（表5）。これらの研修員の中には、少年鑑別所の職員や、事務を中心に仕事をしている庶務課に勤務している職員も含まれていることを考慮すると、特に少年院における教育部門職員の相当数は9以上の処遇技法を実施しているものと思われる。

なお、基礎研修員と専攻研修員においては、それぞれ約30%の職員が処遇技法を実践した経験がないという状況であるが、このことについては、今後におけるOJTなどを考慮した指導者養成のための体制整備や、個人的な努力に期待するところが大きい（表5）。

処遇技法については、メニューとして用意される種類の多寡、あるいは、それぞれの技法が有用であるか否かについて論議があるところであるが、対象者の多様性に対応するという観点からは、処遇技法の種類は多く用意されることが望まれる。そのためは、それらの処遇技法が効果的に行われるための環境諸条件を十分に整え、また、そうした技術を持った職員を養成することは急務であろう。同時に、処遇技法は、決められた方法によっ

て、単にカリキュラムに沿った実施をみれば事足れるというものではなく、例えば、個別的な技法の場合は、対象者それぞれのニーズに応じて、また、集団的な技法の場合は、グループ・ダイナミクス（集団力動）の理論を基礎としてといったように、指導者である職員自身の知識や、技術の習熟度によって、効果や成否に大きな開きができてくるものであることも認識しておく必要がある。

調査対象者には、処遇技法を積極的に活用したいという意見が多く、これには職員の指導技術の向上を図る研修体制を充実し、また、例えば、研修修了者がスーパーヴァイザーの役割を担って、その実務・実践の効果をフィードバックするシステムを確立することなども必要となる。さらに、一人の担当者が種々の処遇技法を駆使できることを目指して、当面、十分に活用できる処遇技法を一つでも二つでも確実に身に付けるということが現実の課題であると言えよう。

##### (2) 処遇上着目している収容者の問題性（表9）

65名、約25%の職員が、収容者の資質・内面に関することに関心を示しており、その内容は、収容者の性格や行動面などに広く着目しているものとなっている。特に自尊感情、認知、軽度発達障害をはじめとして、現場の現在的問題や、これまでに経験したことがない収容者の抱えるさまざまな問題に関して問題意識や関心が強いことがうかがえる。

次いで、刑事政策に関しての言及も多く見られ、その中でも特に収容者の社会復帰にかかわることについての割合が多い。矯正処遇は、施設内処遇として収容者の社会復帰を前提として実施しているものであり、このことの成否が円滑な社会復帰への道筋に大きく影響するものであるということを実感していることによるものと考えられる。被害者の立場に立った収容者処遇の在り方についての言及もある。被害者の視点に立って、その心情を

理解させるための指導の必要性が矯正処遇において注目されてきていることが背景にあると考えられる。

また、家族や家庭環境についての言及も多く、非行や犯罪の原因を家族内でのかかわりや、その家庭環境も含めた生育歴の中から考えて、処遇を効果的に行おうとする職員の姿勢がうかがわれる。

さらに、社会規範を重視している職員も多い。矯正処遇が社会規範を犯した対象者を施設に収容して処遇を行うものであるので当然のことではあろうが、対象者の規範意識を向上させ、また、これを付与することを大きな目的としている者の多さがうかがえる。

最近の非行についての研究で注目されている虐待の問題を含めた加害者自身の被害感に着目している記述も10例あった。

本調査対象者である職員は、行刑施設から少年院、少年鑑別所の職員まで幅が広く、その組織目的も異っており、また、勤務年数にも長短があるので、意見も多様で多岐にわたっているが、本調査における意見は、総体的には矯正職員の幅広い意見に準じるものであると考えられ、多くの問題性を持つ収容者に対する処遇を行うに当たって、職員の方においてもそれに対応して多角的な視点を持って臨んでいることが分かる。

職員側の処遇に対する姿勢がこのようにあることは、個々の対象者にどのような処遇を選択してやるのかという決定を行うに当たって、慎重を要するものでなければならないことを示唆しているものと言える。当然に、個々の対象者に応じた、個々の対応が求められる。これに対して、どのような処遇技法や処遇プログラムが効果的であるかという視点から、施設レベルや、担当者レベルだけのものに止まらず、矯正として統一的に整備されたプログラムの提供が、かつ、その効果が検証されることも含めた体系化や、また、そのための体制の再編成も必要となる

う。そして、このことが、従来から実施されてきて実績を積み重ね、効果を上げてきた施設ごとの、特色のあるプログラムによる処遇の実施や展開に一層活力を与えるものになると思われる。

### (3) 導入が必要と思われる処遇プログラム (表10)

「今後、矯正施設に、新たな処遇プログラムを導入するとした場合、どのような内容のものがふさわしいと思われますか」という問9に対して、最も多かった意見は、被害者に関する処遇プログラムであった。この理由は、現在、多くの少年院や行刑施設において、被害者の視点に立つことを主眼に、各種処遇のプログラム化が進められていることから、職員の関心が高い事項であると思われる。被害者に関わる問題については、「平素の処遇において、収容者のどのような点に着目していますか」という先の質問における回答としても言及している職員が多かった。その理由は、被害者を巡る問題は、現在、社会から矯正処遇の内容として整備されて行うことが施設へ要請されていること、収容者の行動を変容させるに当たっては、被害者の感情や加害者としての責任の問題に正面から向き合わせる必要があるということが挙げられる。また、収容者（加害者）だけ的一方に対する働き掛けに終わることなく、さらに進んで、被害者との調整も含めた修復的司法プログラムの導入も必要であるとする意見も多いが、このことを本格的に実施するには、法的な整備も含めた矯正処遇の環境条件が整うまでの若干の時間が必要であるように思われる。

その他にも、意見は広く分かれている。現場で収容者と相対して処遇をしている職員が、収容者個々の問題性の違いに対応した多様な処遇プログラムの必要性を感じているということの証左であると思われる。

## V 矯正における処遇プログラム

矯正職員の処遇プログラムに対する意識調査に加えて、矯正で実際に実施してきた処遇プログラム等についての整理を試みた。この作業は、矯正職員の意識と実際の処遇の状況とを重ね合わせてみるための資料を収集するために行ったものである。

### 1 矯正における処遇プログラム (treatment program)

プログラム (program) には、番組・予定・計画・要目・前置き・公示などの意味があり、教育や処遇を意図的・計画的に、また、組織的に行っていく上で不可欠なものである。矯正における処遇プログラムの定義としては、最広義には「受刑者や少年院在院者に対する施設内における全ての働き掛け」ということができるが、本研究においては、「特定の対象者に、特定の目標に対して、設定した期間で、意図的・計画的に働き掛けを行うこと」と定義し、その範囲を限定して用いるものとする。実務で言えば、刑務所における処遇類型別指導、少年院における問題群別指導として行われている。

なお、少年鑑別所においても、各種の処遇技法を使用した処遇プログラム的な処遇が行われる場合もあるが、これは、主として、意図的行動観察を中心とした鑑別に資する情報を収集するための働き掛けであるので、本論から除外した。

法務省矯正局編纂による「資料・監獄法改正」(1977)では、「受刑者処遇の究極的な目的が、その矯正及び社会復帰を図るにあることは、今日、文明諸国の刑事政策思想における基本的原理の一つと解される」ものであり、また、「『矯正』とは、受刑者の犯罪性を除去ないし減少されるとともに、これに社会生活への適応性を付与することを意味し、『社会復帰』とは、受刑者が社会の正常な一員として再び社会に受け入れられるに至る」

として、施設内処遇における①矯正、及び②社会復帰という二つの目的を、刑罰の対象者である受刑者と、保護の対象者である、少年院在院者に共通する処遇理念であるとしている。

しかし、矯正における処遇プログラムは、一般的には、①受刑者と、②少年院在院者の対象を別にして行われているものであり、受刑者に対するプログラムと、少年院在院者に対するプログラムとは、自ずと差異がでてくることに留意しておく必要がある。

### 2 処遇プログラムを考える際の視点

ところで、現在ある矯正処遇の具体的な展開としての処遇内容や方法は、刑事政策の行政実務の実際から発生したことに基づいているものであり、これを用いた働き掛けを収容者に対して行うことは、社会復帰思想とともに犯罪者処遇の基本原則の具体的な展開のかたちとして、今後の刑事政策の発展に、一層大きな役割を担っていくものと思われる。

については、今回、民間の各種処遇プログラムを矯正施設に導入することを検討するに当たっては、矯正施設の処遇と民間の処遇プログラムとの接合点を考える必要があると思われる。本研究では、現在、矯正施設で実施している処遇プログラムには、それぞれのアプローチの仕方、考え方、立場等があることから、これを分類整理することによって、共通する視点を定め、広範な民間の活動と対応させていくこととして、①刑事政策的視点、②矯正教育的視点、③臨床心理的視点、及び④福祉的視点の四つの視点を設定した。

それぞれの視点が意味するところは、次のとおりである。

#### (1) 刑事政策的視点

刑事政策的立場から考えると、刑務所は自由刑を執行する機関である。刑罰の機能については諸説あるが、清水(2000)は、自由刑

の機能として一般予防効果と特別予防効果を挙げ、特別予防効果を「自由刑における再犯防止機能」と位置付けている。そして、この再犯防止機能について、「自由刑の受刑者はやがて社会に帰る。したがって、彼らを再び罪を犯すことのないよう改善教育し更生させて社会に復帰させることは、自由刑の最重要課題である。そのために行刑の現場では各種の生活指導、職業指導、教科教育などが行われている。この社会復帰のための諸施策こそが、自由刑執行の最も重要な刑事政策的意義ということになるであろう」と述べている。このように、受刑者処遇の目的に社会復帰が含まれるとすると、社会復帰に資する処遇プログラムは、刑事政策的な意味合いを持つものとしてとらえられる。

少年については、保護処分としての少年院収容がある。少年に関する刑事政策的な見方は、亀山(1978)が「少年法は、犯罪を犯した少年について、刑罰というアプローチのほかに、保護処分というアプローチを加えることによって、少年の保護教育を目指すとともに、犯罪防止、社会秩序の維持を期そうとする法制度であり、刑法・刑事訴訟法の特別法であると同時に児童福祉法の特別法であることができる」と述べている。少年院においては、その具体的な働き掛けとして、矯正教育を行っている。

## (2) 矯正教育的視点

矯正教育は、一般的概念としては、犯罪者又は非行少年の処遇において、その改善更生、社会適応化を目的として行うものであるが、実定法上は少年院における矯正教育そのものを指し、また、その実践上の概念としては、少年院法や少年院処遇規則に定められるところに基づいて、法律や訓令に従って、対象者の変化に対応しつつ、内容や方法が具体的に展開されているものである。同時にまた、実際的には、矯正施設において行う教育

活動を呼称しているものにもなっている。例えば、実定法における矯正教育の内容の一つである「適当な訓練」は、具体的な実践活動をとおして、「生活指導」というかたちで整えられてきているが、この実施は、その対象を少年から成人へ、すなわち、保護処分の対象者から刑罰の対象者である受刑者に対しても教育的作用を及ぼす活動として広げられてきている。

処遇プログラムとして実施するに当たっては、単に知識や技能を教えるということに止まらず処分の目的としての社会復帰や社会適応の理念が実現するように、具体的に、犯罪や、非行の防止に役立つと考えられる側面に注目してみたい。

例えば、罪障感の乏しい少年に対しての生命尊重教育の側面を注視すると、傷害致死を含めた他人を害する行為を行った少年に対して、学校教育等において実施されている「生と死の教育(死への準備教育) death education」などを、これまでの矯正施設で行われてきた教育指導と組み合わせて行うこと等は、少年、成人に共通する処遇プログラムとして考究の対象になるものと思われる。

## (3) 臨床心理的視点

臨床心理的なアプローチも各種のものがあるが、対象者、あるいは対象者の周囲の者が、悩んだり、問題と考えていたりしていることを解決する働き掛けと行うことができるであろう。受刑者、少年院在院者という収容者については、犯罪・非行という周囲の者から見た問題行動があり、また、家族や被害者等はその行動で悩んでいるわけである。さらに、収容者本人自身がその行動を問題と考え、悩んでいるという場合もある。

欧米においては、こうしたことへの対応も含めた各種の再犯防止プログラムが見られるが、実際の導入に当たっては、どのようなプログラムを準備し、どのように組み合わせて



いくのかということが重要になってくる。多数の要因や因子が複雑に絡み合って引き起こされるといふ犯罪・非行を行った者の処遇に当たっては、種々の仮説の中で有力又は適切と思われるものを中心に処遇プログラムを組み立てつつ、効果についての検証も行っていく必要がある。

#### (4) 福祉的視点

矯正施設における福祉的な処遇については、これまでもいろいろの立場から言及されている。一つには、矯正における対象者が、福祉の対象者と重なる部分があるということである。それらを踏まえて、ここでは二つのポイントから考えることとする。一つは社会復帰を前提とした福祉的アプローチという面であり、もう一つは、施設内における福祉という面である。

前者については、例えば、家族を含めた保護環境が恵まれない少年に対する社会復帰を見通したプログラムや、引き受け先を見つけていることが困難な高齢受刑者に対する社会復帰を見通したプログラムなどである。これらの者に対して、どのような処遇が適切であるかについて、十分検討されるべきだと考えられる。

一方、後者に関しては、高齢者に対するバリアフリーなど、施設内での生活に関する福祉的なアプローチも重要である。福祉的な措置が必要な収容者に対して、施設内でどのような手当てをするかという観点からの処遇も重要である。

### 3 矯正施設で実施している処遇技法及び処遇プログラム

処遇プログラムを考える際の視点を踏まえて、矯正処遇を実施している現場施設では、処遇技法や処遇プログラムにはどのようなものがあり、それが収容者に対する働き掛けとしてどのようなかたちで行われているのかに

ついて、矯正処遇に関する文献を通しての調査を行った。

#### (1) 法務省矯正局編纂の資料

矯正局によって編纂されている処遇技法、教育方法等に関する資料は、表11のとおりである。これら23冊から、処遇技法、教育方法として記載されているものを抜き出したものが、表12である。

なお、整理に当たっては、1冊の資料の中で同一の処遇技法、教育方法が記載されていた場合には、頻出回数にかかわらず、1として計上した。

資料を仔細に見ると、いくつかの教育方法等を組み合わせたプログラム形式のものから教育方法として単一のものまであって、截然とした分類はできないが、これらを「プログラム」「査定・アンケート」「教育方法」「指導・教育」及び「療法」の五つの区分に大別した。

いわゆる各種プログラムといわれているものとして挙げられているものは、20項目に及んだ。それらの中身は具体的な類型別指導を指しているものが5種類、その他外部の手法を取り入れたものが5種類ある。

また、集団的な方式は68項目、個別的な方式は70項目あった。記載数の多いものから順次挙げていくと、「面接」(13)、「討議」(12)、「作文(感想文作成)」(10)、「ロールレタリング」(9)、「VTR視聴」(9)、「講義」(8)、「講話」(8)、「集会指導」(8)、「ロールプレイ」(7)、「アンケート」(7)、「読書」(6)となっている。

「面接」には、指導的な面接とカウンセリング的な面接の両方が組み入れられている。また、その扱い方には、全体のカリキュラムの中における補助的な方法として使用している場合もあるし、カウンセリング的に比較的長期間にわたって継続的に指導している場合もある。

「討議」についても、各種の処遇、教育方

表11 矯正局編纂の資料

No.	名 称	発行年月
1	少年院における指導事例	昭和54・3
2	少年院の生活指導資料 技法指導手引書（第一集）	昭和57・3
3	教育関係処遇事例集（行刑施設編）昭和58年8月	昭和58・8
4	矯正施設における覚せい剤事犯者指導用資料 覚せい剤事犯者の手記	昭和59・1
5	心理劇の指導手引き	平成2・3
6	カウンセリングの指導手引き	平成4・2
7	教育関係処遇事例集（行刑施設編）平成5年2月	平成6・3
8	ロールプレイングの指導手引き	平成6・10
9	処遇類型別指導の手引きー暴力団離脱指導ー	平成8・3
10	情操面の指導	平成9・2
11	基本的な生活態度に関する指導	平成9・2
12	SSTの指導手引き	平成9・4
13	覚せい剤乱用防止指導の手引き～処遇類型別指導～	平成10・3
14	内観法の指導手引き	平成10・3
15	自分を生かすワークブック より良い人と良い関係を築くために	平成10・3
16	役割書簡法の指導手引き	平成10・3
17	生活訓練課程G3における教育内容の充実について	平成11・3
18	薬物問題ハンドブック～覚せい剤乱用防止教育の指針として～	平成11・3
19	処遇類型別指導の手引き～交通安全教育～	平成11・3
20	処遇類型別指導の手引き～酒害教育～	平成12・3
21	性犯罪少年に対する指導用教材	平成12・3
22	特殊教育課程（H1・H2）における作業療法	平成12・3
23	一般社会の協力を得た教育内容・方法について	平成13・3

法に比較的組み込みやすい方式として行われており、「作文（感想文作成）」の場合も同様の傾向がある。

指導方式について全体的な傾向を見ると、集団的な方式と個別的な方式が、目的に応じてとられていることが分かる。

(2) 各施設において実施されている処遇技法  
矯正協会発行の「刑政」誌に掲載されている「実践レポート」（あるいは「処遇実践レポート」）の1983年2月号から2002年11月号までに掲載報告されている161のレポートについての調査を行った。

その結果は、表13及び表14である。

この「実践レポート」は、各矯正施設における処遇実践の取り組みを紹介することを内容とするものであるが、これを分析すること

で、収容者の処遇に関わるプログラム等について、各施設でどのような取り組みがなされているかを知るために調査したものである。

その中で、覚せい剤を含めた薬物に関するものは28件あり、これにアルコールに関するものを含めると33件になって全体の37.6%に及んでおり、薬物関係の問題が矯正処遇において大きな部分を占めていることが分かる。

次に、昭和30年から平成14年までの間に、各矯正管区等において発行された研究誌・職員誌等（矯正教育研究、北海道矯正、東北矯正科学研究、東北矯正研究、東京科学研究、東京矯正教育研究、中部矯正、矯正職務研究、矯正教育、広島矯正論集、四国矯正、四国矯正科学、九州矯正）に発表された論文・レポート等について、その表題から研究されている処遇技法及び教育方法（以下「処遇技

表12 処遇技法・教育方法の内容（表11関連）

分類別		合計	分類別		合計	分類別		合計			
プログラム	類型・問題群別	暴力団指導	3	教育方法	ノート等記入型	個別	内観法	6			
		薬物指導	3				学習ノート	4	個別カウンセリング	4	
		酒害指導	3				生活記録	3	箱庭療法	2	
		交通安全指導	2				内省ノート	2	セルフモニタリング	2	
		類型別指導	1				反省日誌	2	遊戯療法	2	
		問題群別指導	1				ノートカウンセリング	1	自律訓練法	2	
		累犯教育	1				努力目標カード	1	刺激遮断療法	1	
		小計	14				ワークシート	1	家族療法(ファミリー・カウンセリング)	1	
	その他	断酒会	2		チャレンジマップ		1	セルフカウンセリング	1		
		A.Aプログラム	1		イメージマップ		1	行動療法	1		
		異性問題教育	1		小計		21	現実療法	1		
		ボーイスカウト活動	1		情報伝達型		VTR視聴	9	小計	23	
		登山訓練	1				講義	7	集団	心理劇	5
		小計	6				講話	7		集団カウンセリング(グループセラピー)	5
中計	20	録音教材	2	構成的エンカウンターグループ		1					
査定・アンケート	アンケート	6	内観テープ	1		MOT処遇	1				
	SCT	1	小計	26		Tグループ	1				
	家族画	1	その他	意見発表	4	小計	13				
	適性検査	1		行動訓練	3	その他	アサーショントレーニング	2			
	テスト	2		社会奉仕活動(奉仕作業)	3		音楽療法	1			
小計	11	演習		1	キネジ療法		1				
教育方法	グループワーク	討議		12	花卉栽培		1	芸術療法	1		
		ロールプレイ	7	小動物飼育	1		作業療法	1			
		グループワーク	3	小計	13		絵画療法	1			
		輪読	3	中計	142	交流分析	1				
		体験発表	2	集団	集会指導	7	ヘルピング	1			
		ディベート	2		SST	6	KJ法	1			
		フリートーキング	1		クラブ活動	3	小計	10			
		バズセッション	1		体育指導	2	中計	46			
	パネルディスカッション	1	レクリエーション		2	指導・教育	個別	音楽指導	4		
	読書会	1	小計		20			絵画指導	3		
	モラルジレンマ	1	その他	音楽指導	4			吃音指導	2		
	問答法	1		チケット方式の消費生活指導	2			手引き指導	1		
	面接	13		進路指導	1			進路指導	1		
	作文(感想文作成)	10		通信指導	1			点訳教育	1		
ロールレタリング	9	日本語教育		1	日本語教育			1			
読書	6	保護者への指導		1	消費者教育			1			
内省	4	役割活動		1	役割活動			1			
調心(座禅式調心法)	1	貼り絵指導		1	貼り絵指導			1			
座禅	1	小計		20	小計	20					
セルフトーク	1	中計		40							
暗示的メンタルリハーサル	1										
イメージトレーニング	1										
小計	47										

表13 刑政誌「処遇実践レポート」に取り上げられた処遇技法

区 分	レポート数	処遇技法等に関わるもの
教育方法等	22	21
教科教育	9	6
刑務作業	3	0
職員関係	12	0
処 遇	28	3
処遇類型	46	44
職業訓練	16	9
体 育	5	0
特別活動	15	2
保護調整	5	0
合 計	161	85

表14 処遇技法等細分（表13関連）

内 訳	度 数
薬 物	15
覚せい剤	13
資格取得	8
交 通	6
社会奉仕	6
暴力団	6
社会奉仕	6
生命尊重	5
アルコール	5
窃盗等	3
高齢受刑者	3
累 犯	2
社会適応訓練	2
異性問題	2
断酒会	2
ロールプレイング	2
対人関係	1
性教育	1
面 接	1
総合学習	1
ファミリーカウンセリング	1
心理劇	1
公文式	1
合 計	93

注) 本表の合計が93であるのは、表13の「処遇技法等に関わるもの」とした85のレポートで、一つのレポート中に複数の処遇技法を用いているレポートがあったためである。

法等」という。) についての整理を行った。

表15は、その結果である。これらの論文・レポート等を問題群別・処遇類型別指導（以下「群別指導等」という。）、心理療法・治療的方法、教育的指導法、その他に分類した。群別指導等は494、心理療法・治療的方法是304、教育的指導法は1,719であった。

群別指導等関係をさらに9種に分けた。アルコールを除く薬物関係は202であり、群別指導等の中で約41%を占めていて最も多い。これにアルコール問題（6.9%、論文・レポート数34）を合わせると約48%になり、群別指導等の約半数は、薬物・アルコール問題の研究が行われていることが分かる。2番目に多いのは、暴力団関係（13.4%、論文・レポート数66）である。次いで、最近多くなってきている被害者問題・しよく罪問題の8.1%（論文・レポート数40）と続いている。

心理療法・治療的方法では、カウンセリング、心理劇、内観、ロールレタリング、ロールプレイの5種で約65%（論文・レポート数198）を占めており、これが多くの施設で実施、研究されていることが分かる。

## VI 民間等で実施されている処遇技法及び処遇プログラム

研修員に対するアンケート及び各種の文献調査の結果を整理して、矯正に導入することを検討する処遇技法及び処遇プログラムとして、資料2に「処遇プログラム等一覧」としてまとめた。この資料は、これまで一部の矯正施設で実施したことがある処遇技法及び処遇プログラム、矯正施設の指導法・設備等の実績から導入が容易と思われるもの、特定の対象者にある程度定められたプログラムとして準備することが容易であると思われるもの、その他の特徴的なプログラムに分けて、現状を分析し、これに分類される各プログラムについて、それぞれのプログラムの「内容」の概略、「矯正施設に導入に当たって」

表15 研究誌・職員誌における発表題

区分	項目	度数	構成比(%)
群別・ 類型別 指導	薬物	202	40.9
	暴力団	66	13.4
	被害者・しよく罪	40	8.1
	酒・アルコール	34	6.9
	交通	31	6.3
	異性・性・対人	24	4.9
	社会適応訓練	22	4.5
	家族	9	1.8
	その他	66	13.4
	小計	494	100.0
心 理 療 法 等	カウンセリング	53	17.4
	心理劇	46	15.1
	内観	45	14.8
	ロールレタリング	32	10.5
	ロールプレイ	22	7.2
	交流分析	11	3.6
	読書療法	9	3.0
	箱庭療法	8	2.6
	音楽療法	8	2.6
	コラージュ	6	2.0
	自律訓練	5	1.6
	作業療法	5	1.6
	キネジ療法	5	1.6
その他	49	16.1	
小計	304	100.0	
指 導 法 ・ 教 育 法	生活指導	205	11.9
	職業	202	11.8
	教科・学習	200	11.6
	体育・行事・レク・クラブ	158	9.2
	寮・教育過程	156	9.1
	集会・グループワーク	79	4.6
	保護調整・家族指導	70	4.1
	進路	54	3.1
	読書	44	2.6
	情緒・道徳・生命尊重	41	2.4
	日記・作文・綴り方	38	2.2
	交友・対人	21	1.2
	面接	11	0.6
	その他	440	25.6
	小計	1,719	100.0
その他	6,469		
合計	8,986		

の利点と問題点を整理し、末尾の「参考・備考」に必要事項を摘記している。

また、本報告（その1）の実地調査においては、矯正以外の分野で行われている処遇等を中心とした活動、講習会、講演会に出席・参加することによって、資料の収集等を行った。調査は、平成14年7月から平成15年3月までの間、延べ20回、13か所について行った。訪問施設等は8か所で、講習会等の出席・参加が12回である。それらをまとめたものが資料3の「実地調査記録」である。

これらを踏まえて、以下に、現在行われている民間における処遇プログラム状況、動向等を報告する。

なお、先に設定した四つの視点は、これを民間の実状によって整理すると、「刑事政策的視点」は「犯罪・非行」の、「矯正教育的視点」は「教育」の、「臨床心理的視点」は「臨床心理」の、また、「福祉的視点」は「福祉」の分野又は領域に対応していると考えられたことから、以下は、この区分によって項を立てている。

### 1 犯罪・非行

民間におけるこの分野又は領域の活動等は、現場施設の処遇における薬物事犯の問題、暴力団関係者の問題、犯罪被害者に関わる問題と対応するものと思われる。

#### (1) 薬物関係

矯正処遇における薬物の問題への対応は、矯正施設においてその対象収容者増加の傾向が認められてきたところからの重要な課題である。刑務所における新受刑者の罪名別人員を見ると、覚せい剤取締法違反による収容者は全体の25.6%（平成13年）で、最も高い比率を占めており、女子だけを見るとその割合は46.4%となっている。もとより、本件が薬物事犯でなくとも薬物の使用経験がある者が多いことはよく知られているところであり、矯

正施設においてこの処遇の対象となる薬物使用者数は、実際的にはこの数を上回る。

薬物問題に関するアプローチは、これまでも数多く研究、紹介されているが、主たるものとして、セルフ・ヘルプ・グループと認知行動療法について取り上げる。

#### ア セルフ・ヘルプ・グループ（自助グループ）

セルフ・ヘルプ・グループについては、様々な定義がある。また、セルフ・ヘルプ・グループの関わる問題は、薬物だけに限定されるものではない。その詳細については、Gartner et. al. (1977) を参照されたい。ここでは、セルフ・ヘルプ・グループと専門家とのかかわりについて言及し、その中でも特に薬物問題について検討を行うこととする。

この問題にアルコールの問題も含めると、日本においては、断酒会（主として「全日本断酒連盟」が中心である。）、アルコール依存からの回復を目指す世界的なセルフ・ヘルプ・グループである A. A. (Alcoholics Anonymous) 及びダルク (DARC) が、矯正とのかかわりが深い。それぞれの活動内容については多くの紹介があるが、これらは、セルフ・ヘルプ・グループと位置付けられている。つまり、これらのプログラムの導入を図るに当たっては、このセルフ・ヘルプ・グループを十分理解する必要がある。

Katz (1997) によれば、セルフ・ヘルプ・グループは「12ステップ」と「非12ステップ」<sup>(註)</sup>に分類される。断酒会は日本で設立されたセルフ・ヘルプ・グループであり、いわゆる「非12ステップ」に分類される。A. A. とダルクは「12ステップ」ということになる。断酒会と A. A. の比較については、中村 (1982) が詳しく論じている。

ダルクの矯正施設内での活動は、戸高 (2003) によって紹介されているが、ダルクで実施されている方法をそのまま施設では実施していないので、民間の手法を矯正施設に

において実施するための方法としての一つのモデルになると思われる。

施設訪問をしたダルクは、A. A. の手法である12ステップを取り入れた日本独自の自助グループで、基本的には薬物の治療はダルクにおいてのみで完結するのではなく、薬物依存症者に対するセルフ・ヘルプ・グループである地域の N. A. (Narcotics Anonymous) につながっていくことを目的としている。ダルクの考え方では、「薬物依存は完治することではなく、薬物使用を止め続ける」という立場をとる。したがって、一定期間薬物使用をしない状況があっても、再び薬物を使用してしまう恐れがあるので、N. A. につながり、ミーティングを通して、止め続けて行くという考え方をとっている。

この立場によると、施設内にいけば実質的に薬物使用はできない状況であるので、矯正施設における薬物対策も、出所後の生活においてどのように断薬を持続させるべきかを考える必要があろう。つまり、矯正施設を出た後に薬物使用をしないために、どのような援助機関につなげていくかを考えることが必要になると思われる。

また、専門家と非専門家の問題について、Gartner et. al (1977) は、「求められているのは、ヒューマン・サービスの基本的性質を根本から再構成することである。専門家ではなく、コンシューマーが中心に立つべきである」「専門家と非専門家は、どちらも統合的な実践の中で価値のある特質をもっている、というのがわれわれの見解である。つまり、どちらも必要なのである」と述べている。セルフ・ヘルプ的なグループワークを検討する場合には、サービスを受ける側を中心に置いて考える必要があろう。

矯正施設においては、セルフ・ヘルプ・グループ的な働き掛けをする場合には、職員が専門家として、どのようにかかわっていくことが、効果的であるのかについても十分に検

討されなければならない。

注)「12ステップ」グループとは、A. A.(Alcoholics Anonymous)を原型として、回復のプロセスとしての「12ステップ」プログラムを用いるものであり、それ以外のグループを「非12ステップ」グループとして、分類している。

#### イ 認知行動療法的アプローチ

矯正施設におけるこれまでの薬物使用に関する指導でも、認知行動療法的な考え方に基づいた指導は行われており、「薬物使用に至った経過」「なぜ、薬物を使用したのか」「再び薬物を使用しないための方策」というようなテーマによって、アプローチを行っている。それらのアプローチをさらに詳細なものにして、理論的にも認知行動療法としての枠組みを与えたものがWanberg et. al.(1998)の薬物乱用犯罪者のガイドラインとしての認知行動的な処遇プログラムのデザインである。

彼らは、その中で薬物乱用者の処遇と犯罪者の処遇において多くの共通の要素があることを指摘し、認知行動療法的なアプローチについて、様々な検討を重ねるとともに、どのような状況が薬物使用の再発や再犯を導くのかについて仮説を立て、検討している。ハイリスクな状況においてストレスを感じることで薬物使用の再発や再犯を促すのではないかという仮説を立てて、それぞれの対象者について、これまでの再発や再犯の状況を検討し、自らにとってのハイリスクな状況を操作するための行動的技能と認知的戦略を学ぶことで、ハイリスク状況を管理し、自己統制と自己効力感を増加させるという方法である。

これらプログラムの効果については、これまでの矯正施設における薬物問題処遇の実績を踏まえて、詳細に検討していく必要があると思われる。

#### (2) 暴力団関係

暴力団関係者の処遇についても、各施設に

おいて努力しているところである。新受刑者中に占める暴力団関係受刑者数は12.8%（平成13年）となり、特に犯罪傾向の進んだ者を収容する施設（B級施設）における暴力団関係者の占める割合は約32%を占め、中には54%以上を占めている施設もある。

このような状況において、先に検証したように、行刑施設においては、薬物関係に次いで暴力団関係の指導に力を入れているところが多い。その中心となっているのは暴力団離脱指導である。暴力団離脱指導は、矯正施設、保護関係及び警察において行われているが、民間においてはこれを系統立てて実施しているところはない。しかしながら、例えば、中村（1999）の報告によれば、民間では、DVの加害者に対する教育プログラム等において、暴力の問題をグループワーク等で検討し合いながら、自らの行動を変容させていくプログラムがあり、これまでの矯正施設における暴力団離脱指導の経験とこれらの行動変容プログラムを組み合わせる方法も今後は検討される必要があると思われる。

#### (3) 犯罪被害者関係

犯罪被害者に関する活動は、被害者支援、あるいは加害者とのかかわりにおける修復的司法が中心にあると考えられる。

矯正施設における現在の取り組みは、藤岡（1999）が述べているところの被害者の視点を処遇に取り入れることによって、収容者の認知を変化させるという働き掛けを行うものが中心になっている。藤岡（2001）は「元来、被害者支援のためであった被害者—加害者プログラムが、加害者の改善更生プログラムの一環として行われるようになったのは、米国においてもここ十年と比較的最近のことである」と指摘し、「自分の中の被害者と加害者が出会って一人になることで被害者に対する共感性を高めることができる」と述べており、加害者の改善更生のプログラムとして被

害者の視点を取り入れた方法が一層研究される必要があると思われる。具体的には、民間の被害者支援団体との協力体制において、ゲストスピーカー制度による犯罪被害者の声を収容者に届ける等の方法がより一層導入される必要もあると考えられる。

特に犯罪被害者をめぐる加害者側の問題は、矯正施設では不可避の問題でもあり、そのための処遇プログラムの作成は、実務での実績を重ねながら進めていく必要がある。海外においては、修復的司法の枠組みの中で、いくつかのプログラムが実施されている例もあるが、今後、各方面のコンセンサスを得て、それらを日本の矯正施設で実施できる形にしていく必要性もある。

## 2 教育

学校教育をはじめとして一般社会が当面している教育問題は多種多様で、深刻なものもあるが、今後の矯正教育における方法として注目したのは、総合学習、アドベンチャー・グループ・カウンセリング及び学校における不適応行動についての対応であった。このことについての民間の状況を概観する。

なお、教育方法として関心の高いワークショップについては、すでに矯正施設への導入を前提とした東別府(2000)のワークショップのマニュアルが作成されているので、それを参照されたい。

### (1) 総合学習

総合学習は、一般的な教科学習的な方法とは異なり、学習のテーマに添って、柔軟な学習方法を取り入れていくということで注目されている。あらかじめ、教科書が用意され、答えが決まっている学習ではなく、学習者が興味・関心を持つテーマに沿って、教材・教具をそろえながら学んでいき、学習を通して、その目的とするところに到達させるものである。個々の異なる人格としての対象者の

個性を尊重しながらも、そこに共通の学習課題を見つけ、学習を促していくという手法は、個々の問題性が異なりながらも、共通点も多く持っている少年院在院者等への指導方法と共通するところを見出すことができる。少年院に送致される少年たちは、それぞれに異なる環境で育ってきた者であるが、入院前の境遇や、出院後の予想される諸々の事態の面から見ると、共通点として考えられることは多い。このような観点から見ると、少年自身がどのようなことを問題として感じ、それをどのように解決して行くべきなのかということが共通の課題となることに焦点を当てた学習を展開する方法として、有効に活用できるものと思われる。

児島(1998)は、総合学習の特質について、①全人的な力をはぐくむ学習であること、②今日の激しく変化する社会に主体的に対応する力を育てる学習であること、③子どもの興味・関心を育む学習であること、④自ら考え、自ら学ぶ「生きる力」を育てる学習であることを挙げ、その学習活動の特徴として、①問題解決的な学習であること、②体験的な学習であること、③各教科等の学習を総合化し、実践化する学習であること、④学習の場、学習の組織、学習の時間等、教育課程の多様化、弾力化が強く求められること、⑤小学校第三学年から高校へと続く学習であること(総合学習は、教科として小学三年で始められ、高校まで続くということ)、⑥量的な評価観から質的な評価観への転換が求められていることの六つを挙げている。そして、そのねらいとして、「基礎・基本の徹底」と「個性を生かし、問題解決能力を重視した教育」の二つを挙げている。

このように、いくつかのテーマを用意し、それを学習者に選ばせ、そこから学習を広げていく方法は、学習者の興味・関心を引くとともに、自主性・主体性を養うことができる。



例えば、ポートフォリオを用いた学習方法がある。ポートフォリオとは、自ら学んだ内容をファイルしていくことで、そのテーマについて、それぞれの学習者が、自らの学習の経過及び成果を記録していくものである。基本的に、総合学習には、定められた教材はない。自ら学ぶ中で、教材も作っていくことになる。教材を作ることを通しても学んでいくのである。ポートフォリオについては、大隅（2000）が「ポートフォリオは、生徒たちの特定の学習課題への努力、進歩、到達を展示するための生徒の取り組みをコレクションしたものである。このコレクションは、一人一人の生徒が選択した学習内容への参加、生徒自身による学習活動の成果を判断する基準、生徒の自己反省（内省）の証拠が含まれる」と述べている。

少年院においては、これまでも問題群別指導などで作文を用いて指導をしているケースがあるが、このような全体の教育課程編成上の指導と、個々の問題性に集中的に働き掛ける個別的な指導とを、これまで以上に一体化させて実施するための方策として、ポートフォリオを用いることで、少年自身に自分の変化を継続的に自らの記録として確認させることができる可能性もある。

## (2) アドベンチャー・グループ・カウンセリング

アメリカにおいてプロジェクト・アドベンチャー（PA）が主催している冒険教育プログラムである。Prouty et. al. (1997) によれば、「アドベンチャー・グループ・カウンセリングは、体験学習と野外教育、そしてグループ・カウンセリングの手法を統合したものであり、グループワークを実践しているあらゆる現場で適用できる方法である」と説明している。これらは実際の身体的な活動を通して、他者との信頼関係、協調性、共感性を高め、さらに自尊感情を高めていくという手

法である。

これが他の冒険教育と異なるのは、「多様性の尊重」と「自己決定」を重視し、全てのプログラムにおいて、自ら選んで挑戦できるシステムを用いているという点と、必ずしも野外の施設・設備を用いて実施しなくとも、屋内でのいくつかの活動を組み合わせて行うことも可能な点である。

理論の詳細については先の Prouty et. al. (1997) を参照するとして、アメリカにおいては、薬物依存症者や非行少年に実施した実績もあり、実際の体験を通して学習し、行動を変容させていくということが、この手法の主たる部分である。矯正処遇においては、収容者が施設収容生活を体験をすることによって、行動を変容させていくというシステムを用いていることを考えると、適合するプログラムの一つであると考えられよう。

日本においては、プロジェクト・アドベンチャー・ジャパン（PAJ）が学校教育を中心に活動を展開しており、また、企業研修においても広く活用されている。

## (3) 不適応行動

学校等に対する不適応行動が、必ずしも非行行動につながるものではないにしても、少年院や少年鑑別所に収容される非行少年の中には、不登校経験がある者は多い。平成14年においては平成13年より減少したものの、いまだ国・公・私立の小・中学校で13万人以上の不登校児がおり、各方面で様々な対策が採られている。不登校などの不適応行動にどのように対処すべきかということについては、様々なアプローチがあるが、現時点においては、原因を特定し、それに働き掛けて不登校を改善するという病理モデルからは脱却する方向での試みが多い。

不登校児に対する扱いについては、二つの立場がある。一つは本来あるべき学校へ戻すためのステップとして不登校児への援助をす

るという考え方であり、もう一つは、学校以外の学習の場を与え、学校への復学に必ずしも固執しないという考え方である。

前者の考え方に基づく施設としては、各教育委員会で設置している適応指導教室がある。これらは基本的には学校に復学することを前提に、教科指導を中心とした個別指導を行っている。この方式は、ちょっとしたきっかけで学校を休んでしまった子供が、学習の遅れ等に対する不安から不登校になってしまうという事例もあることから、比較的早い段階で、学習の援助を行い、復学をスムーズに行うという点では有効である言われている。

一方、不登校が長引き、引き籠るような傾向が生じてくる場合もある。フリースクールはそのような不登校児の受け皿としての民間施設である。各フリースクールはそれぞれの理念において活動しており、一律に論ずることはできないが、その志向するところは、子供の興味・関心を高め、自らの生きる力、学ぶ力を養成するということであろう。フリースクールの考え方は、現在の学校教育は、子供自身の意欲やモチベーションとはかかわりなく、定められたカリキュラムに則って行うシステムであり、そのようなシステムで適応できる子供も当然いるが、子供自身は千差万別であり、子供の個性を考えた場合に、このシステムに乗り切れない子供もいる。そのシステムに乗り切れない子供に対し、不登校というマイナスのレッテル貼り、社会的逸脱者とするのが問題である、ということにある。現在の学校システムに適応できないとしても、その子供自身の学ぶ機会や学ぶ場を提供することは重要であり、そういった意味で、フリースクールにおいて、子供自身が自分のやりたいことを中心に意欲を高めていくべきだと考えている。

フリースクールにおける教育的なシステムは、まず、子供自身に運営を委ねていくということである。本人自身が何をしたいのかと

いうことを中心に考えることで、活動に対する高いモチベーションを維持でき、困難を克服してもやり遂げる力がつくということである。

矯正施設においては、義務教育対象者の場合、公教育の考え方に基づいて、学習進度等の個別的な条件に配慮した教科指導を実施しており、これを踏まえて復学に向けての学校との連携をとることが行われている。

また、義務教育修了者に対しては、高校、専門学校等に進学することを目標とした指導も行われているが、今後は、これまで以上に少年院出院後の進学を視野に入れなければならないケースも増えてくると思われる。その場合に、その少年がどのような進路に進みたいのかを明確にしていくための方策を充実していく必要がある。自分の進むべき道が見えずに非行や問題行動に走っていた少年に対して、どのように方向性を見出させるかということが矯正教育においても配慮されなければならないものであるとすれば、フリースクールの理念からも学ぶべきものがあると思われる。

不登校と非行の関係について、生島(2000)は、「従前の《神経症型の登校拒否》とは様相を異にする，《怠学型の不登校》の中に非行性を有する生徒のかなりの部分が包含され、非行問題の一部は、不登校問題と重なり合う状況へと変化した。(中略)フリースクールや大学入学資格検定(大検)といった迂回システムとも呼んでよい対処の方策が整備されていった」と述べている。

現在のところ、非行と不登校との関係についての明確な知見はないが、生島(2000)が述べているように、不登校対策の一部が非行問題と重なりとすれば、非行少年に対する臨床経験の知見がそのような問題の対策に役立つものと思われる。

生島は「生活能力障害」(基本的な生活訓練不足により、自立した生活が送れない)

と「対人関係障害」（コミュニケーションが円滑に行えず、衝動的な攻撃性をコントロールできない。）の二つを挙げ、「対人関係障害」の非行少年に対する保護観察所の臨床経験を学校教育に生かせるのではないかと提言している。同様に「生活能力障害」と「対人関係障害」の非行少年に対しては矯正教育の働き掛けの経験が、生かされるものと思われる。

### 3 臨床心理

臨床心理に関しては様々な側面があり、また、多様なアプローチが見られたが、矯正処遇とかかわりがあるものとして、家族の問題と、行動の変容という側面からナラティブ・セラピー（物語療法）に注目した。

近年においては、少年を非行から立ち直らせるために、収容されている少年だけを対象とするのではなく、保護環境調整指導をはじめとして、これを保護者も含めた問題として対処することに力点がおかれてきつつある。また、これに、過去において保護者等から受けた虐待があった問題を含めて、保護者に対するより積極的な働き掛けも要請されている。

ナラティブ・セラピーとは、社会構成主義<sup>(注)</sup>をベースとした心理療法であり、対象者が持っている物語（ドミナント・ストーリー）を書き換えて、新しい物語（オルタナティブ・ストーリー）とすることで、自らの行動に新たな意味づけを行い、行動変容を促すという方法である。

注)ものごとには従来の意味での「事実」や「真実」といったものはありえず、それぞれの視点から「再構成」された「現実」があるのみであり、「事実」や「真実」はそのように社会構成されたものごとであるという認識（高橋ら，2001）

#### (1) 家族問題

家族内の諸問題は、問題を表出している本人に問題があるという側面と、家族内のある成員の行動を他の成員が問題として捉えるという側面がある。家族問題の現れ方は、アルコール依存症者の親、子供の不登校や非行行動、夫婦間の問題等、必ずしも一樣なものではない。

最近注目されている家族の問題は、親が子供とどのように接していくべきかという親教育の問題と、DV（Domestic Violence：家庭内暴力）や虐待の問題に見られる家族内の加害－被害関係の問題が中心となってきている。親の子供に対するかかわり方が子供の問題行動に大きな影響を与えるという考えや、児童虐待などの問題が表面化したりしてきたことで、親がどのように子供にかかわるべきかということが問題になってきている。

このようなことを前提に、少年法の改正に伴い、家庭裁判所の裁判官や家庭裁判所調査官が、保護者に対し、訓戒、指導その他の適当な措置をとることができることが明文化された。

民間においては、ロールプレイング等を用いながら、親子関係のスキルを付与することを中心に組まれたプログラムがある。しかしながら、これらのプログラムに参加する親は、子供の教育に積極的な人が多い。必ずしも子供の教育に積極的な人が多いとは言えない矯正施設収容者の親に参加してもらうためには、さらに工夫したプログラムが必要と思われる。

また、家族関係そのものを、これまでとは異なる捉え方をしようという考えも見られる。DVや虐待が大きく取り上げられているが、これは最近になって生じてきた問題ではなく、これまで、家庭内で処理されてきたものが、表面化したものと考えられている。

矯正においても、これまでのように対象の少年に問題があつて、それを改善して親元に

戻すという考え方のみでなく、親自身の虐待的な言動等の問題にも着目していく必要性も生じていくことが考えられる。

#### ア 虐待・被害体験

法務総合研究所による研究(2001)によれば、調査対象となった少年院在院者の71.4%は、身体的、性的暴力等について、家族及び家族以外の者からの両方の被害の経験があるという結果が出ている。これらの報告を受けて、松田(2002)は、「少年院在院者の場合、身体的虐待等の被害経験が、加齢とともに、学校生活や職業生活における対人関係の軋轢や課題達成の失敗と絡まり、それらの不適応状況を起点とする非行や、被虐待経験によるトラウマを直接に起点とする非行が、生育歴の始めの方であった被害経験を次々と抱き込む形で進んできたといえる」と指摘している。さらにそれらに対する対応として、「少年の家庭、学校、職場等における様々な問題に絡みついた加害経験と被害経験を丁寧に分けほぐし、少年が内側に抱え込んでいる怒り、無力感、不信感などを癒すことがまず必要であるように感じる」としている。

加害者の被害体験については、先に引用した藤岡(2001)が述べているように、すべての虐待経験者、被害体験者が加害者側に回るわけではないにしても、仮説として挙げている「暴力の再生産過程—被害と加害の円環」という視点も見逃せないであろう。この見解に見る被害者の相から加害者の相への転回が起こるとすれば、本人の被害体験を考慮することが、再犯防止のための働き掛けとしては、必要なことであるという考えもできる。

これについては先の被害者関係の部分において引用したように、「自分の中の被害者と加害者である自分が出会い一人になること」が必要である。これは、自分の被害感をきっちり受け止め、自らの被害感情をしっかりと理解することで、同じように被害的経験をした他者も自分と同じ不快感情を有するのだ

ということを理解することである。例えば、被害を受けたことに対する苦しみや怨み、痛みの解消をするための方法としての加害行動があるとすれば、そのような行動を自らが理解することで、自らの被害感と加害行動の関連を分離することが、加害行動の抑制につながると思える。

そして、そのような方法によって自分の感情に気づき、他人の感情も感じられるとすれば、虐待経験や被害体験に対する十分なケアをすることが、改善更生の道という考えもある。すべての収容者が同じ問題を抱えているわけではないが、先の少年院在院者の虐待経験を調査した結果も勘案すれば、これまで以上に、それらに対する手当てが処遇プログラムの中で重要な位置を占めることになる。

#### イ 保護者教育プログラム

少年院においては、これまでも収容少年の保護者に対して、矯正教育を効果的に行い、出院後の円滑な受け入れの準備を整えることなどを中心として理解、協力を得る働き掛けをし、また、それに必要な助言を積極的に行ってきたが、少年法の改正に伴って、少年院処遇規則第4条の2が追加・改正されて、このことに一層努めることが、少年院長の責務として規定された。

親教育プログラムについては、現在よく知られているものとして、①ハイム・ギノット(Haim Ginott)の親教育プログラム、②行動科学的親訓練、③PET(Parent Effectiveness Training:親業訓練講座)、④ドライカース(Dreikurs, R)の親学習グループ、⑤STEP(Systematic Training for Effective Parenting)、及び⑥交流分析的親教育の六つがある(田中ら、1989)。

日本においては、トマス・ゴートン(Gordon, T.)が創案したPETが親業訓練協会によって紹介され、普及しつつある。SMILE(Seminar of Mother (Father) -child Interaction with Love and Encouragement)

は、1987年に野田俊作らによって開発されたもので、PETとSMILEの比較研究は、田中ら（1989）によって行われているので参照されたい。

ただ、これらの親教育プログラムは、基本的に親の側からの必要性によって作成されたものであり、少年院における保護者に対する助言指導とは若干異なるものであろう。また、親業訓練協会で実施する訓練プログラムは、基本的なプログラムにおいて、週1回3時間、計8回の訓練を実施することとなっている。月に1回の面会に来院することにもいろいろな支障のある保護者に対して、これらのプログラムを適用することは実際には困難であろうし、少年に対する親としての責任感の乏しい保護者もいるので、プログラムに乗りにくいというあい路もある。

少年院在院者の保護者の意識に関しては、保木ら（2002）の研究がある。その中において、出院後の指導については、調査対象者（1,763名の保護者）の70%以上が積極的にかかわりたいという意向を示しており、また、少年院に対する要望の中でも「子供の非行防止について、少年院の職員と一緒に考えていきたい」に対する積極的姿勢が81.5%、「子供との接し方について、もっとアドバイスが欲しい」に対する積極的姿勢が68.9%であり、総じて保護者としても少年の問題に対して積極的にかかわりたいという意向を持っている人の割合が高いことを報告している。このことから、実施の方法や内容を工夫することで、保護者に対する教育の効果が期待できると思われる。現に民間で実施されているプログラムをそのまま適用することは困難であるにしても、家族間における対人スキルの向上などは、少年指導で培われた職員の技術と知見を保護者に応用してもらうことができることも多いと思われる。

#### ウ 心理教育

心理教育は、精神疾患等の家族に対する働

き掛けとして実施されているものである。Falloon et. al.（2000）は、行動療法的家族療法として家族内のストレスを管理し、家族が互いに助け合う戦略として家族に介入していく方法を提示している。

その仮説は、家族内のストレスが高まることが問題行動等を誘発するという考えで、問題行動等への理解のない家族内での言動が、さらにその行動を引き起こすということである。したがって、問題行動等の理解を深めることで、不用意な言動が減少し、家族内のストレスが低減するという考えである。

これらの療法の対象となるのは、精神疾患者だけでなく、薬物依存や、犯罪・非行行動のある者の場合にも同様であると考えられている。

そして、これら心理教育の特徴は、単に心理療法的なアプローチをするだけでなく、家族に対して対象者の問題に関する十分な情報提供も含めた教育を行うということである。例えば、非行や犯罪の問題についても、各種の仮説があるが、単に本人の意志の問題だけが強調されれば、家族内での理解は十分に進まないわけであり、薬物等の問題であれば、依存症という概念をどのように理解させるかということも重要になってくる。

これらのプログラムが現時点において、そのまま矯正教育に適用できるわけではないが、家族に対して、犯罪、非行行動を理解してもらおうという働き掛けも必要である。例えば、先の保護者教育との関連も検討されるべきであろう。

#### (2) ナラティブ・セラピー

この技法の基本的考え方は、問題となる行動や悩みは、その人が持っている「自らの物語」に支配されているというものである。したがって、自分のおかれている状況の意味づけを変化させることにより、自らの物語も変化し、行動も変容して行くということにな

る。同じ状況であっても、それを本人がどう意味づけるかによって、本人の立場や考え方が変化していく。例えば、自らの生育史を語る場合においても、その語られる生育史の内容が変化することが実際にあるが、それは、事実としての生育史そのものが変化したということではない。語られる生育史の内容が変化するという事は、その意味づけが変化したということであり、それに伴ってこれからの行動が変容していくわけである。

ナラティブ・セラピーそのものは手法というものではなく、対象者に対するアプローチの考え方の枠組みである。これについて、高橋・吉川(2001)は、『ナラティブ・セラピー』の基本は『テキスト・アナロジー』なので、そこを押さえた上で、従来の方法論を用いるのであればその方が有益ではないかと思えます」と述べており、社会構成主義の「テキスト・アナロジー」の概念を十分に理解することの必要性を説いている。それは、対象者の言葉の意味を重要視し、同じ単語でも対象者がどのように捉えているのかを注意深く見出していく姿勢が必要だということになる。日常会話のように言葉の意味を両者がある程度合意していると考えられるコミュニケーションとは異なるコミュニケーションの仕方が要求される。この姿勢を身に付けることによって、ナラティブ・セラピーの手法を理解することができる。

矯正施設において、ナラティブ・セラピーを用いることを考えた場合に、その手法の一つに「問題の外在化」が挙げられる。『外在化』とは、人々にとって耐え難い問題を客観化又は人格化するように人々を励ます、治療における一つのアプローチである(White, 1990)とされているが、「問題の外在化」により、問題が本人から概念的に切り離されることになる。問題を切り離すことで客観視し、解決しがたい問題の解決を図っていくという手法である。

矯正施設の対象者の中には、多くの処遇や指導を受けたにもかかわらず、問題行動が変化しなかった者もあり、それは「問題=本人」の図式がすでにでき上がってしまっているものと考えられる。多くの場合、問題は本人にあり、本人が変わることで問題が解決すると考えられている場合が多い。つまり、本人の中に問題が内在化しており、本人と問題が不可分な状況と見られているのである。

問題を指摘し、その変化を促すということは、本人自身に対する直接の働き掛けに他ならないのであり、本人がそれに耐えられる強さを持っていない場合も多い。問題を指摘し、変化を促すことが、本人に対する攻撃と受け止められてしまい、問題が改まっていけない場合もある。つまり、「自分が変わる以外に問題が解決しない。でも、どうやって、自分を変えればよいかかわからない」という悪循環に陥っていると考えられる。こうした場合に、問題の外在化の手法が矯正施設において有効であると考えられるのは、問題と本人を概念的に切り離し、この悪循環に対する新たな視点でのアプローチを提供し、変化を促すことができるからである。

例えば、矯正施設において、実施されている生育史等の作文指導において、単に事実を知るということではなく、対象者が自らの生育史をどのように捉えており、それをどのように捉え直すことが、変化を促すのかという視点から見直せば、現在用いている方法を活用しながら、新たなアプローチの手法を生み出すこともできると考えられる。

#### 4 福祉

矯正における福祉の領域とのかかわりについては、これまでは犯罪や非行を行った少年は恵まれない環境の許で育ってきたので、親に代わって国が環境を整えるという国親思想との関連で考えられてきたことが多かった。現代の矯正においては、これに加えて、行刑

施設に収容されている高齢受刑者の処遇を老人福祉との関係において対応すべき種々の課題に直面している。

このことを踏まえて、特に少年に多く見られる軽度発達障害の問題と高齢受刑者の問題を矯正以外の分野における対応も含めて、取り上げる。

#### (1) 軽度発達障害

LD（Learning Disabilities：学習障害）やADHD（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder：注意欠陥・多動性障害）といわれる軽度発達障害については、現在においては、まだ、十分な知見があるとはいえないものの、それぞれの対象者に合わせた処遇をしていくということは重要である。非行とこれら障害との関連については、単純に因果関係を説明できないものの、障害の二次反応としての問題行動や非行ということも考える必要がある。

矯正部外の講演会等では、障害児に対する周囲の理解不足が問題の焦点になっている。障害そのものによる問題よりも、周囲の障害に対する理解が不足していることによる二次障害の問題が大きく取り上げられてきている。

矯正施設においてもこうした障害を持った者、あるいはその疑いのある者が現に収容されているし、また、今後、その数が増加することは予想されるところである。したがって、矯正施設内での障害に対する理解不足からの二次障害を防止することや、二次障害と非行とのかかわりといった観点から、障害に対する理解を深めていく必要がある。

矯正における実践的なプログラムとしては、少年院での試行的な実施が見られる（向井，2003）。この実践では、「軽度発達障害」という視点を処遇に導入して対応することにより、少年に対する職員の理解力が高まり、少年院内の教育システム全体としての改善効

果が見られたと報告されている。向井は、さらに「もともと少年院の生活指導や集団指導といった教育自体が、社会的行為の改善や逸脱に対して非常に効果的である構造を持ち、これらの目標が明確化されて系統的に関連しあったとき、軽度発達障害などの問題性に効果的になるのは当然といえよう」とも述べている。

松浦（2001）によれば、アメリカにおけるADHDの治療においては、薬物療法と行動療法を組み合わせた治療が最も効果的であることが知られており、子供に対しては行動観察を行い、報酬と罰則を組み合わせる適切な行動に誘導するとともに、子供の周囲の大人（親や教師）に対する教育も含めたADHDに関する理解のコンサルテーションを行っている。このように考えると、少年院において、職員がADHDに対する十分な理解を持ち、行動観察を通じて信賞必罰の姿勢で臨むことは、ADHDに対する効果的な治療につながるものが期待されると言えよう。

なお、軽度発達障害にはいろいろなタイプがあるので、それらのアセスメントを十分に行うことが必要であり、そのアセスメントに基づいた処遇環境の整備を行う必要がある。そのような意味においては、少年院での実践はLDとADHDを対象として実施しているが、その他の軽度発達障害児に対するアプローチの枠組みとしても用いることが可能であると思われる。

問題を抱える対象者に接する周囲の人（家族、教師を含む援助者）が、対象者それぞれの問題についての理解を深めることが、より良い効果を生むことが見出されてきており、矯正施設においても、同様に、職員が各々の問題について十分理解することによって、改善の第一歩を踏み出すことになるものと思われる。問題行動が生じている意味を理解することで、対応が適切に行われることとなる。

## (2) 高齢者問題

新受刑者の年齢層別人員の比率を見ると、60歳以上の者が占める割合は年々増加しており、平成3年度では3.8%であったものが、平成13年では8.2%になっている。平成13年度の内閣府の調査によれば、60歳以上で仕事をしていない人は69.9%ということであり、60歳以上の受刑者が社会復帰した際の就職ということを考えると、一般の高齢者に比べて厳しいものであることは想像に難くない。

廣橋ら(2000)によれば、65歳以上の高齢受刑者の引き受け状況を見ると、48.9%が更生保護施設、13.6%が未定であり、また、出所後の生活費の当てについても57.5%の者は「当てがない」と答えている。

矯正施設において、これら高齢受刑者に対する福祉的な措置として、具体的なプログラムの内容に特に求められることは、加齢による心身の機能の低下にどのように対応するかということである。処遇実践として、井上ら(2000)は、高齢受刑者の指導方針として、「健康増進、体力維持についての指導」「『生きがい』についての指導」「老化防止のための効果的な活動等についての指導」「自立再生の意識を向上させることについての指導」の四つを上げている。そして、健康と生きがい作りの活動として、園芸クラブを開設している。また、杉本ら(2003)は、高齢者処遇の充実化方策の一つとして、高齢受刑者に草花の育成を行わせている。これら草花育成の効果について、対象数は少ないものの、対象者からの前向きな感想や、運動へあまり参加しなかった受刑者が体を動かし、その後運動に出るようになった等の報告がある。

このように各矯正施設において、実践が積み重ねられている。また、民間施設においても高齢者福祉の一環として園芸療法が注目されてきている。その具体的な実践の中身は、矯正施設で行っていることと重なり合う部分

が多いが、より効果的な園芸活動を実施するために園芸療法の理論的枠組みを理解する必要があると思われる。

園芸療法においては、加齢による機能低下も含めた心身に障害がある者に対する効果として、①植物は自分の力で育つので、対象者が100%管理しなくても良い、②能動的、受動的、どちらの活動も選べる、③活動内容が容易で緩やかである、④動機付けが自然で導入に違和感や抵抗感が少ない、⑤娯楽性があるの5点が挙げられている。

矯正におけるこれまでの農園芸の実績を、より効果的で充実した処遇内容とするために、この園芸療法の手法を導入していく必要があると思われる。

## VII おわりに

本研究は、本年分を「(その1)」として、各研修所等の研修員を対象にしたアンケート調査の実施、矯正におけるこれまでの研究発表等の整理、さらに、いくつかの民間施設等の訪問調査を行い、それらを踏まえて、処遇技法や処遇プログラムの分類整理と、矯正—民間双方の処遇プログラム等の現状を概観した。

次年度においては、本研究の「内容及び方法」において述べたとおり、民間において実施している処遇技法及び処遇プログラムについての具体的な情報及び資料の提供並びに矯正に導入した場合の展開予想及び若干の提言を行うことを計画しているが、現時点までの研究において、次のことを新たな問題として認識しており、今回のレポートは、これらも実質的な研究内容として踏まえながら、作成したいと考えている。

その1は、プログラムを実施するに当たっての「動機づけ」の問題は非常に重要な要素となるので、この問題に対して民間においてはどのようなアプローチがなされているのか



ということである。

その2は、非行や犯罪に関わる問題について、矯正施設はすでに専門的なプログラムを持っており、また、矯正職員はエキスパートであって、民間で実施されている方法を導入することには、場合によっては、職員の意識を相当変えていかないと、その実施が難しいであろうということである。民間の実践的知見を矯正施設の中に取り込んでいくということは、矯正処遇を広げることにつながるといふ視点を持ち続けたい。この問題は、処遇技法や処遇プログラムの有効性及び効果をどのように検証するかという問題につながる。

その3は、本論においても若干述べた全国の行刑施設あるいは少年院が、例えば、それぞれの収容分類や処遇分類に共通して、あるいは統一して用意すべき処遇技法や処遇プログラムにはどのようなものがあるか、それをどのように整備するかという問題である。これには、指導者としての職員の養成、研修の体制、現場における研究等の在り方の問題が含まれる。

最後に、本研究の実施に当たり、調査に御協力を賜った法務省矯正局及び研修員に対するアンケートの実施に御協力いただいた矯正研修所及び矯正研修所各支所の各位に対して、心から謝意を表します。

### 引用文献

- ファルーン R. H. ・ラポータ M. ・ファデン G. ・グラハム-ホール V. 白石弘巳・関口隆一（監訳）2000 家族のストレス・マネージメント 行動療法的家族療法の実際 金剛出版 (Falloon, I. R. H., Laporta, M., Fadden, G., & Graham-Hole, V. 1993 Managing Stress in Families: Cognitive and Behavioural Strategies for Enhancing Coping Skills. Routledge)
- 藤岡淳子 1999 矯正教育に「被害者の視

- 点」を入れる 刑政 第110巻第4号 40-51
- 藤岡淳子 2001 非行少年の加害と被害 誠信書房
- ガートナー A.・リースマン F. 久保紘章（監訳）1985 セルフ・ヘルプ・グループの理論と実際 川島書店 (Gartner, A., & Riessman, F. 1977 Self-Help in The Human Services. John Wiley & Sons (T))
- 東別府修二 2000 少年院におけるワークショップ指導マニュアル 矯正研修所紀要 第15号 68-74
- 廣橋秀山・濱井郁子・田島秀紀・松村猛・中勢直之 2000 高齢受刑者に関する研究（その1） 中央研究所紀要 第10号 11-37
- 法務総合研究所 2001 児童虐待に関する研究（第1報告） 法務総合研究所研究部報 11
- 法務省矯正局 1977 資料・監獄法改正
- 井上啓次・中村正敏・吉村雅彦・作田喜一郎・山田愛治・柳原一男・田中孝典・木村一夫 2000 高齢受刑者処遇の執行上の問題と今後の課題 矯正職務研究 第42号 1-12
- 亀山継夫 1978 少年法改正の動向と新しい保護処分制度 刑政 第89巻第1号 20-29
- カツツ A. H. 久保紘章（監訳）1997 セルフヘルプ・グループ 岩崎学術出版 (Katz, A. H. 1993 Self-Help in America: A Social Movement Perspective. Twayne Publishers)
- 児島邦宏 1998 総合的学習 ぎょうせい
- 松田美智子 2002 少年院在院者の被害経験 被害者学研究 第12号 31-40
- 松浦理英子 2001 アメリカにおける ADHD 治療 ADHD 臨床ハンドブック 金剛出版 107-119
- 向井義 2003 軽度発達障害児に対する研究機

- 関・学校との協働—開かれた少年院を目指して 刑政 第114巻第5号 57-63
- 中村希明 1982 アルコール症治療読本：断酒会とA.Aの治療メカニズム 星和書店
- 中村正 1999 アメリカにおけるドメスティック・バイオレンス加害者教育プログラムの研究 立命館産業社会論集 第35巻第1号 57-79
- 大隅紀和 2000 総合学習のポートフォリオと評価 黎明書房
- プラウティ P.・ショーエル J.・ラドクリフ P. プロジェクトアドベンチャー・ジャパン (訳) 1997 アドベンチャーグループ・カウンセリングの実践 C. S. L. 学習評価研究所 (Prouty, D., Schoel, J., & Radcliff, P. 1989 Islands of Healing: A Guide to Adventure Based Counseling. Kendall Hunt Pub.)
- 清水洋雄 2000 「第2章 刑罰」 スタッフ刑事政策 こぶし社 151-216
- 杉本薫・河上克司・中村稔裕・小崎安彦・六條一博・玉井正文・榎原博・高瀬祐一・平尾晋一・岸田克生 2003 高齢者処遇の充実化方策 四国矯正 第57集 110-115
- 生島浩 2000 保護観察と学校教育との連携 罪と罰 第37巻4号 28-35
- 高橋規子・吉川悟 2001 ナラティブ・セラピー入門 金剛出版
- 田中優・堀真一郎 1989 親教育プログラムのねらいと方法—親業訓練講座 (Parent Effectiveness Training) と SMILE (Seminar of Mother (Father)-child Interaction with Love and Encouragement) の比較— 大阪市立大学生生活科学部紀要 第37巻 283-293
- 戸高義憲 2003 覚せい剤等薬物乱用防止指導について 刑政 第114巻第3号 92-100
- 保木正和・浅野千晶・山本顯映・田島秀紀 2002 少年院在院少年の保護者の意識に関する研究 中央研究所紀要 第12号 113-156
- Wanberg, K. W., & Milkman, H. B. 1998 Criminal Conduct and Substance Abuse Treatment. SAGE Publications
- ホワイト M.・エプストン D. 小森康永 (訳) 1992 物語としての家族 金剛出版 (White, M., & Epston, D. 1990 Narrative Means to Therapeutic Ends. Dulwich Centre Publications)

### 参考文献

- 朝長正人 1999 受刑者に対する矯正教育の役割—改善更生, 社会適応への働き掛け— 犯罪と非行 No.121 104-114
- ASK (アルコール薬物問題全国市民協会) 調査・編集 まるごと改訂版 <治療相談先・自助グループ>全ガイド アディクション
- バンドラー R・グリンダー J 吉本武史・越川弘吉 (訳) 1988 NLP リフレーミング—心理的枠組みの変換をもたらすもの 聖和書店 (Bandler, R., & Grinder, R. 1981 Reframing: Neuro-Linguistic Programming and the Transformation of Meaning. Nlp Comprehensive)
- エリス A. 野口京子 (訳) 1999 理性感情行動療法 金子書房 (Ellis, A. 1994 Reason and Emotion in Psychotherapy. Carol Publishing Group)
- 遠藤辰雄 (監修) 1988 家族画ハンドブック 財団法人矯正協会
- 古田修一 1998 行刑施設における社会復帰理念の具体化 刑政 第109巻第7号 16-28
- 藤岡淳子 2000 「反社会的人格障害の処遇と治療」 臨床心理学体系 第19巻 人格障害の心理療法 金子書房 139-156
- グロッセ世津子 1994 園芸療法 増補版

- 日本地域社会研究所  
グリーン情報編 2002 日本における園芸療法の実践  
ゴードン T. 近藤千恵（訳） 1998 親業（PET） 大和書房（Gordon, T. 1975 PET: Parent Effectiveness Training, Penguin USA (P)）  
被害者支援を創る会 2001 はじめよう！被害者支援 幹書房  
平木典子 1993 アサーション・トレーニング 金子書房  
法務省矯正局 2000 矯正教育用語ハンドブック  
市井真知子 1999 コラージュ技法の実際 刑政 第110巻第4号 56-64  
今村洋子 1999 行刑施設におけるカウンセリング 刑政 第110巻第10号 16-25  
岩本隆茂・福井至 2001 アニマルセラピーの理論と実際 培風館  
川浦康至（編） 2000 「日記コミュニケーション：自己に綴る，他者に語る」 現代のエスプリ 391 至文堂  
木戸幸聖監修・埼玉県立精神保健総合センター心理教育グループ編 1996 心理教育実践マニュアル 金剛出版  
木村葉子・山下美智子 2002 エイズ教育に対する個人別態度構造分析の活用を試みについて 九州矯正 第56巻第1号 90-99  
三栖敬之 2001 概念地図法の活用についての研究 矯正研修所紀要 第16号 42-52  
宮本史郎 1998 モラルジレンマ授業による道徳性の発達 刑政 第109巻第6号 36-45  
森谷寛之・杉浦京子・入江茂・山中康裕 1994 コラージュ療法入門 創元社  
武藤清栄・渋谷英雄編 2002 「メールカウンセリング」 現代のエスプリ 418 至文堂  
内藤哲雄 2002 PAC分析実施法入門 [改訂版] ナカニシヤ出版  
中谷直樹 2001 少年院におけるリラクゼーション バランスセラピー大学大学院研究論文集 第1巻 57-70  
西平直喜 1996 生育史心理学序説 金子書房  
西澤哲 1994 子どもの虐待—子どもと家族への治療アプローチ— 誠信書房  
野口裕二 1996 アルコリズムの社会学 日本評論社  
ノヴァック J. D. 福岡敏行他（編） 1992 子供が学ぶ新しい学習法—概念地図法によるメタ学習— 東洋館出版社（Novak, J. D. BodGowin, D. 1984 Learning how-to learn. Cambridge University Press）  
小倉良教 2000 ボディソニックによる音楽療法 刑政 第111巻第9号 94-100  
パルマー S・島悟監訳 2001 ガイドブック 心理療法 日本評論社  
Sherman, L. W., Farrington, D. P., Welsh, B. C., & MacKenzie, D. L. 2002 Evidence-Based Crime Prevention. ROUTLEDGE  
空井健三（監修） 2002 家族描画法ハンドブック 財団法人矯正協会  
Vannicelli, M. 1982 Group Psychotherapy with Alcoholics. Journal of Studies on Alcohol, Vol. 43 17-37  
和田仁孝 1994 民事紛争処理論 信山社  
渡辺三枝子・ハー E. L. 2001 キャリアカウンセリング入門 ナカニシヤ出版  
ホワイト M 小森康永・土岐篤史（訳） 2000 人生の再著述 ヘルスワーク協会（White, M. 1995 RE-AUTHORING LIVES: Interviews & Essays. Dulwich Centre Publications）  
山口のり子 2001 DVあなた自身を抱きしめて 梨の木舎  
柳本正春 2000 刑事政策読本第二版 成文堂  
吉田晴彦 2002 「生と死の教育」の実践 清水書院

- 財団法人矯正協会 2002 研修教材行刑法 (全訂版)  
(改訂増補版) 財団法人矯正協会 1991 矯正処遇技法ガイドブック
- 財団法人矯正協会 2003 研修教材少年院法

## （資料1）

## 「民間における処遇プログラムに関する研究」に関するアンケート調査

矯正協会附属中央研究所

この度は当所の研究に関するアンケート調査にご協力くださいます、ありがとうございます。

この調査は、当所の「民間における処遇プログラムに関する研究」に当たって、行刑施設において教育業務に携わっている職員、少年院及び少年鑑別所の職員が処遇プログラムや処遇技法に対し、どのような意識をもっておられるのかについて調査し、処遇プログラム研究の基礎資料を得ることを目的としております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、以下のアンケートのご協力をお願いいたします。

アンケート記入に当たって、先ずあなたが現在所属している矯正施設等に○印を付けてください。

矯正局・矯正管区・矯正研修所・矯正研修所支所  
刑務所・少年刑務所・拘置所・拘置支所  
少年院・少年鑑別所・婦人補導院

なお、このアンケートにおいては、処遇技法とは「被收容者個人の問題の改善や集団指導のために用いられる様々に体系付けられた心理学的、教育学的、社会学的な技法」（法務省矯正局編集「矯正教育用語ハンドブック」による。）とし、処遇プログラムとは「ある特定の犯罪者及び非行少年一群に対するある特定の処遇」（藤岡淳子著「非行少年の加害と被害」による。）と定義することとします。

次ページ以降の質問1から順次お答えください。

右の表は、現在、多くの矯正施設で行われている処遇技法を一覧にしたもので、名称、内容の説明は「矯正教育用語ハンドブック」（矯正局教育課編）から摘記したものです。

質問1 この「処遇技法一覧」の中で、その内容や方法について、知っているものは、質問1のますの中に○印を付けてください（複数回答可）。

質問2 この「処遇技法一覧」において、実際に自分が実施したことのある処遇技法（個人の場合、チームの場合のいずれも可）について、質問1と同様の要領で○印を付けてください（複数回答可）。

質問3 質問2で回答された処遇技法について質問します（質問2において実施した処遇技法がない場合は、質問4へお進みください。）。

実施された処遇技法が、再犯や非行の防止に効果的であるか、どうかについての意見を、5は「とても効果が期待できる」、4は「効果が期待できる」、3は「どちらともいえない」、2は「あまり効果が期待できない」、1は「全く効果が期待できない」として5段階でお答えください。

当てはまる段階に○印を付けてください。

No.	名称	
1	個別カウンセリング	カウンセラーとクライアントの主に言語手段による度変容、人格の成長を図ることをねらいとする。
2	集団カウンセリング	集団を対象として行うカウンセリングの総称。自人または複数のカウンセラーが主に言語的コミュニ
3	自律訓練法	ドイツの精神医学者シュルツによって開発された自己弛緩を通して、自己治癒力を高め心身の体制を
4	遊戯療法	子どもの心理療法の一形態で、子どもの心理的・
5	心理劇	ドラマの形式を用いて役割を演じさせ、自己表現
6	現実療法	患者を現実にも立ち向かうように導く心理療法。現非現実的な世界を打破し、現実世界に直面させ、
7	内観法	自分の生育史上重要な人々との、物心ついたころ多くに人々によって支えられて生きてきたことに
8	ロールレタリング	手紙を媒介として自己と他者との役割交換を行う
9	刺激遮断療法	刺激遮断、心的接触の禁止と制限、心的作業の禁る自然治癒の機制を待つものである。
10	キネジ療法	一連の運動動作を反復実施することによって、心
11	行動療法	適応的でない行動（行動異常）を誤った学習の産る立場を採る。
12	絵画療法	心理療法の一つで、絵画が心身に与える効果を治遊戯療法などとともに表現療法と呼ばれたりする。
13	箱庭療法	砂箱に入れた砂と人形などを用意して、自由に箱
14	感受性訓練	集団内部での対人的行動の相互作用によって、自や人格的行動の変革を図る訓練。エンカウンター
15	交流分析	人間に自我は「親的な自我」「大人の自我」「幼児流の分析を進める方法である。
16	家族療法	問題を有する個人だけを治療・援助するのではな
17	集会指導	集団における言語を媒体とした相互作用によっ
18	面接指導	面接者と被面接者が一対一で行う面接。少年院に動に対する面接等極めて広範囲に実施されている。
19	読書指導	対象者に応じた特定の図書を選定し、読書活動を
20	作文指導	様々なテーマについての文章の作成及び推敲を通や感性を育てようとする指導
21	日記指導	日記を通してものの見方・感じ方・考え方・態度
22	内省指導	一定期間単独処遇を行い、具体的なテーマを与え促す指導方法
23	問題群別指導	犯罪・非行行動の直接的な防止、あるいは、非行団を編成し、講義、視聴覚教育、集団討議等の方
24	SST	ロールプレイング等の方法により、その人に欠けプログラム
25	ロールプレイング	ある場面を設定して、対象者に役割を与え、その定の役割を獲得させる技法。
26	ブリーフ・セラピー	意図的に期間を短くするように構成された一連のつである。

内 容	質問1	質問2	質問3				
			5	4	3	2	1
る力動的な相互作用を通してクライアントの自己洞察を促し、その感情、態1対1で行う場合を個別カウンセリングという。			5	4	3	2	1
己成長を目指す、あるいは問題・悩みを持つ複数のクライアントに対し、一ニケーションを通じて心理学的に援助する。			5	4	3	2	1
心身両面にわたる自己コントロール法。言葉を順次反復暗誦して得られる自 整え適応力を強化するものである。			5	4	3	2	1
行動的障害の治療に遊びを利用する方法			5	4	3	2	1
をさせることで治療することを目的とした集団心理療法			5	4	3	2	1
実療法は、治療即教育であり、治療者と患者のかかわり合いの中で、患者の そこでの欲求充足を可能とする教育である。			5	4	3	2	1
から現在に至までの関係を詳細に思い起こさせることで、家族を始め周囲の 気付かせるという人格修養法			5	4	3	2	1
ことによって、自己洞察へと導く指導方法			5	4	3	2	1
止と制限の3つからなり、一時的に刺激を排除して、肉体の持つ生命力によ			5	4	3	2	1
身の機能失調の是正、発達を促す心理療法			5	4	3	2	1
物であると考え、治療の過程は学習解除の過程であると仮定して治療を進め			5	4	3	2	1
療活動に應用したもの。音楽療法とともに芸術療法と呼ばれたり、心理劇や			5	4	3	2	1
庭を作らせ、心の動きを表現させる家庭を通して治療を行おうとするもの。			5	4	3	2	1
己や他者の情緒的反応や感情表出を体験学習させ、各自の関係認知の枠組み ・グループとも呼ばれる。			5	4	3	2	1
の自我」の三つで構成されるとし、それを基本にして自己分析と他人との交			5	4	3	2	1
く、その家族も含めて、問題を検討し、援助を行う心理療法			5	4	3	2	1
て教育的・治療的効果を得ることを目的とする技法の総称			5	4	3	2	1
においては、日常的に行われている相談・助言を始め、新入時の面接、問題行			5	4	3	2	1
通して、態度変容、人格形成を図ろうとする指導方法			5	4	3	2	1
じて、生活文、感想文、意見文等の内容的価値を深めさせ、より良い考え方			5	4	3	2	1
を指導するもの			5	4	3	2	1
て、自己の内面に目を向けさせ、在院者自身の考え方や態度、行動の変容を			5	4	3	2	1
の要因となっている問題の改善を図るため、共通の問題を持つ少年による集 法を用いて行う指導。			5	4	3	2	1
ている社会的スキルを学ばせ、行動のレパトリーを広げさせるための訓練			5	4	3	2	1
場で即興的に演じさせることにより、社会生活において必要とされている特			5	4	3	2	1
セラピーをいう。特に問題の解決に焦点を絞って行う解決志向療法はその一			5	4	3	2	1

## 処遇プログラム一覧（内容は「刑政」，市毛勝三著

右の表は、「処遇プログラム一覧」として、犯罪者や非行少年に対するものとして、主としてアメリカ等で実施されているものの中から、「刑政」誌等で紹介されたものです。

質問4 この「処遇プログラム一覧」に関して、その内容や方法について、すでに知っているものは、まずの中に○印を付けてください（複数回答可）。

質問5 また、この「処遇プログラム一覧」の中で、あなたが特に興味・関心のあるものについて、質問4と同様の要領で○印を付けてください（複数回答可）。

番号	名称	実施機関等
1	12ステップ	AA（アルコホリックス・アノニマス）、NA（ナルコティックス・アノニマス）、ダルク
2	共同生活プログラム	アミティ
3	刑務所内プログラム	アミティ
4	コミュニティ・プログラム	アミティ
5	ヴィクティム・インパクト・クラス (Victim Impact Class)	カリフォルニアで作られ、現在は、全米20州で導入
6	再雇用プロジェクト (Project Re-Enterprise : PRE)	テキサス州の薬物中毒重罪犯罪収容施設
7	ブードキャンプ処遇	アメリカ連邦行政局や36の州で実施
8	スケアード・ストレート (Scared Straight)	全米各地
9	認知行動療法	各所



「漂流の果てに」, 坂上香著「アミティ [脱暴力] への挑戦」による。）

内 容	質問4	質問5
各種依存者に対して、時間と場所を決めてメンバーが集まり、自己の内面的な問題について語るミーティングを実施している。		
比較的軽微な犯罪や、刑務所の出所直後の者、または、犯罪に至らないが、薬物、セックス、ギャンブル、暴力などに過度に依存し、他人に危害を加えたり自傷行為を繰り返したりするものが、15ヶ月から18ヶ月入所し、グループワークを中心としたカリキュラムを実施する。		
薬物の問題を抱える受刑者を対象として、自発的な参加者によって実施されている。		
地域に根ざしたプログラムで、施設の出所後、一定期間サポートを受けられるアフターケア施設や、家族に対するサポート、犯罪予防のためのアウトリーチ（訪問・通所）活動、ドラッグコート（薬物事犯専門の裁判所）などが含まれる。		
犯罪を規定する法律用語の解説や確認をし、犯罪の具体例を元に、被害者が体験する様々なことに付いて話し合う。カリキュラムは話し合いのほか、ビデオやニュースを題材にしたり、ロールプレイを行うなどする。また、本当の被害者をゲストスピーカーとして呼んで、話を聞く。		
受刑者が就職申し込みの手助けをしたり、模擬就職面接会のほか、教室内で面接の練習をさせたりする。模擬面接会には、実際の企業がボランティアで参加し、受刑者の求職技能を磨く手助けをする。		
比較的犯罪性の進んでいない者に対して、厳格な規律と日課のもとで3～6ヶ月の集中的な矯正処遇を施し、早期に社会内処遇に移行される犯罪者処遇のことであり、軍隊式に規律と訓練に加え、最新の教育的処遇技法を取り入れている。		
非行少年を刑務所に連れて行き、受刑者から刑務所の生活がいかにつらいかを語らせて更生させようというプログラム。		
主として薬物の治療プログラムの一環として実施される。行動の制御変数として環境要因を重視する行動療法に加え、その媒介として思考や信念などの認知要因を重視し、効果の実証された行動技法と認知技法を機能的に組み合わせることによって、問題の解決を図ろうとする治療アプローチの総称である。		



質問7 ところで、あなたは平素の処遇において、被收容者のどのような問題に着目していますか。個々のケースによって異なるとは思いますが、現在、特に重要視されている問題について、下に自由に記されてご意見を聞かせてください。

---

---

---

---

---

質問8 先の「処遇技法一覧」及び「処遇プログラム一覧」以外のもので、矯正施設で使用できると思われる教育方法、心理療法、あるいはその他のプログラム等がありますか。参考になるものがあれば、下の記述例を参考にして記入してください（質問6で記入したものを再掲されても構いません。記入に当っては、例にとらわれず、自由に記述してください。）。

例 名称等：応用行動分析学

実施機関・研究者等：学校，病院，障害者施設，杉山直子

内容等（どのような方法で、どのような部分が矯正施設で使用できるか。）：行動分析学は、人間や動物の行動を環境との関わり合いからとらえる、最新の学習心理学。VTR等を用いて、行動を緻密に分析して、介入・指導、方法のプログラムを作成する。特に、応用行動分析学は、基礎的な法則を社会的に重要な問題の解決に応用する方法を開発し、これまでに、学校教育、障害児教育、生徒指導、カウンセリング、スポーツのコーチング、企業コンサルティング、医療や福祉、交通安全など、さまざまな分野で成果を上げており、矯正にも応用可能ではないか。

備考（関連する文献、学会、用語等）：行動分析学入門，行動主義，学習心理学

次ページの回答欄に記載してください。

名称等：

---

---

実施機関・研究者等：

---

---

内容等：

---

---

---

---

---

---

---

---

備考：

---

---

---

名称等：

---

---

実施機関・研究者等：

---

---

内容等：

---

---

---

---

---

---

---

---

備考：

---

---

---

質問9 今後、矯正施設に、新たな処遇プログラムを導入するとした場合、どのような内容のものがふさわしいと思われますか。ご意見を聞かせてください（プログラム名のみ、具体的な内容、あるいは印象的に考えていることでも結構です。）。

---

---

---

---

---

---

---

---

質問10 質問9に記載された処遇プログラムを実際に導入するとした場合、どのような形であれば、運用に支障がないと思われますか。また、導入する際にどのようなことに留意する必要があると思われますか。ご意見を聞かせてください。

---

---

---

---

---

---

---

---

ご協力ありがとうございました。

処遇プログラム等一覧

(資料2)

現 状	プログラム 名等	内 容	矯正施設への導入に当たって		参考・備考
			利 点	問題点等	
	音楽療法	音楽のもつ生理的、心理的、社会的動きを、心身の回復、機能の改善、生活の質の向上に向けて、意図的、計画的に行われる治療技法。医療少年院等での実施の実績がある。	施設入院の要因となった疾病に対する治療に加え、心理療法の側面からの治療も行うことも、施設収容のストレスの緩和ができる。	・実際の効果についての実証的な研究がなされていない。 ・指導するための音楽療法士等の職員の養成	・日本音楽療法協会 ・〈処遇実践レポート〉 ポディソニックによる音楽療法 (小倉良教：京都医療少年院)
	モラルジレンマ	道徳的な認識が変化するためには、現在その人が持っている道徳的判断の枠組みに不均衡を生じさせる必要がある。他者の立場から問題を見つめなおしたり、社会的な視点に立って問題を再考することが、新たな認知的葛藤を引き起こし、この葛藤が他者の考えと自己の考えとの統合を求めようという動き、結果として道徳性の発達をもたらす。少年院における実施の実績がある。	・個別化の原理に基づいた対象者一人一人の個性を大切にすること ・処遇に合致し、教官の専門性を向上させる。 ・対象者の自立性を促す。 ・道徳性と処遇技法が関連付けられる。	・道徳性の測定評価をどのように行うか。 ・対象者に合わせたオリジナルな資料の作成 ・処遇としての有効性の確認	・「道徳教育はこうすればおもしろい」荒木紀幸 (兵庫教育大学) ・「モラルジレンマ授業による道徳性の発達」宮本史郎
	PAC分析	質的分析 (語連想) と多変量解析 (クラスター分析) を組み合わせて、個人の内面の態度構造の分析を行い、これをカウンセリング過程へ応用している。	・内面に抱えている価値観や感情、葛藤等を短時間で、操作易くかつ客観的に把握することができる。 ・職員と対象者との間の問題点に対する共通の理解が深まる。	・PAC分析そのものが、教育的な動きかけというわけではなく、その分析を活用した動きかけを計画する必要がある。	・「PAC分析実施法入門」内藤哲雄 (信州大学) ・「Eイス教育に対する個人別態度構造分析の活用を試みについて」木村葉子、山下美智子：沖縄女子学園
	カラーージュ	カラーージュとは20世紀初頭に生まれた美術の技法で、雑誌など印刷物からの切り抜きを台紙に貼り付けて作品にするもの。この技法を心理療法に導入したものがカラーージュ療法である。絵の苦手な人でも簡単に自己表現ができ、その過程で人の心は癒しを体験する。少年院関係だけでなく行刑施設での実施の実績がある。	・「やらされている」という意識を持つものが少ない。 ・個別・集団のどちらでも実施可能 ・年齢・男女を問わず、美術が苦手でもできる。 ・心情不安定や、警戒心が強い対象者でも、実施方法を工夫すれば、導入可能 ・特別な予算が必要ない。 ・作品が残せる。	・矯正に適した実施法を確立することが必要	・「カラーージュ療法入門」森谷寛之他 ・「カラーージュ技法の実際」市井真知子

一部の矯正施設で実施したことがあるもの

現状	プログラム名等	内容	矯正施設への導入に当たって		参考・備考
			利点	問題点等	
	家族画	「家族画」は心理臨床の面で最も欠けている家族について有力な情報を提供する診断テストであるのみでなく、得られた絵を対象者に説明させたり、解釈を与えたりすることによって心理療法として利用できることが明らかになるにつれ、急速に心理臨床に携わる人々の興味を引くよう新たな新しい方法である。 行刑施設も含めて実施の実績がある。	・家族力動に関する質の良い情報を効率的に収集できる。 ・家族関係を把握して、家族との関係調整に活用できる。 ・矯正処遇の効果の測定や予後の予測に活用できる。	・行刑施設においては、このタイプの方法がなじみにくい。 ・絵が苦手な、描画そのものに拒否を示す者がいる。	・「家族画ハンドブック」遠藤辰雄 ・「家族描画法ハンドブック」空井健三
	概念地図法	「認知構造の”近似的”情報を外在化させる技法」で、理科などの教科教育を中心に学習ツールとして広く活用されている。	作文や描画法とは異なる方法で、被收容者の内面的な情報を得て、働き掛ける方法で、得られた概念地図を操作することによって、行動の変容を促すことができる。	・矯正に適した実施方法が確立されていない。	・「子供が学ぶ新しい学習法—概念地図法によるメタ学習—」J. D. ノヴァック ・「概念地図法の活用についての研究」三栖敬之
	アドベンチャーゲーム グループカウンセリング	アメリカのNPOが開発した体験教育システム。冒険活動を中心とした体験学習プログラムで多様なゲームを通じて、他者を信じて自分の命を預け、助け合うことのすばらしさを体験するものである。	・集団で実施できる。 ・体を動かすことで、信頼関係や問題解決能力がつく。	・指導者の養成が必要 ・矯正に適した実施法を確立する必要がある。	・「アドベンチャーゲームグループカウンセリングの実践」ディック・ブラウティ他
	絵画指導	作文の文章を書く代わりに、絵で表現する。15コマないし9コマ及び1コマの枠の中に、与えられたテーマに沿って、絵で表現する。それぞれのトピックを1コマずつ描いていくもの。	・作文等で表現できないことが表現できる。 ・楽しみながら実施できる。	・絵が苦手な者には適さない。	
	ワークショップ	学習者の主体的な参加や体験を重視した教育方法。 参加型学習であるワークショップは少年院等において実践されており、LD,ADHDの疑いのある少年に対する働きかけとして、特に「聴く・話す」というスキルを向上させるために実施している。	・矯正教育に目的に適した授業である。 ・認知構造を対象化し、それを容観視する授業である。 ・主体的な認知構造の変容を促す授業である。	・各問題に応じた指導案を作成する必要がある。	・「少年院におけるワークショップ指導マニュアルの作成」栗原府修二
	ホメオスタレッチ	ホメオスタレッチは、反復運動の緩やかな刺激を筋肉から脳に伝えることにより、リラクゼーションを作り出し、脳を覚醒させ、脳幹の機能を正常に戻すことにより、ホメオスタレッチの機能が回復し、ストレスに強いところとからだを作る。	・身体面への働きかけで、心的緊張を緩和できる。 ・非言語的な働きかけができる。	・効果が十分検証されていない。 ・実施に伴う指導者の育成	・バランスセラピー

一部の矯正施設で実施したことがあるもの

現状	プログラム名等	内容	矯正施設への導入に当たって		参考・備考
			利点	問題点等	
	論理情動行動療法	人が人生の中の出来事に対し、どのように感じ、行動するかを、信念体系でどのように決めるかを明らかにする心理療法。同じ経験をしても、人によって異なる感情が生じることがあるのは、その人の持っている信念体系による。したがって、信念体系を変化させることで、感じ方や行動を変化させる。	・非合理的な信念を気付かせて行動の変化を促す方法は、矯正の処遇方法と似ている。 ・対象者に対して、積極的に働き掛ける療法なので、矯正職員との資質に合いやすい。 ・対人スキルを高める方法として用いることが可能	・実施するための職員の養成が必要 ・個別の働き掛けが中心となるので、集団での実施が難しい。 ・施設の中では、犯罪や非行などの直接的な行動の変化を観察できない。 ・系統だった働きかけを学ぶために職員の養成が必要	・「理性感情行動療法」アルバート・エリス
	アサーション・トレーニング	相手の気持ちや権利を考えながら、自分の気持ちや権利を相手に受け入れてもらう自己主張のコミュニケーション技法	・対人スキルを高める方法として用いることが可能	・系統だった働きかけを学ぶために職員の養成が必要	・「アサーション・トレーニング」平木典子
	自分史	単に生履歴ということだけでなく、「自己は、自分自身について物語ることを通して生み出されること」という立場で、自己物語を書き換えることが自己の変化を促すという考え。	・これまで実施されている生履歴等の作文指導を活用できる。	・これまでの作文指導と異なる介入方法が求められる。	・ナラティブセラピー
	日記療法	森田療法の特徴は「日記療法」である。森田療法の患者は、患者に日常感じたことを日記に書かせ、治療者がそれを点検して、患者の観念の誤りを「赤ペン」で指摘して、患者の自覚をうながす。これは、「日記療法」と呼ばれる。	・療法としての日記としての位置づけで、これまでは異なるアプローチをする。	・これまでの日記指導と日記療法の違いを検討する。	・現代の「エスプリ」日記コミュニケーション・川端康至 ・ナラティブセラピーとしてのウエブ日記（エプストンとホワイ）の「書きかえ療法」
	園芸療法	人々が健康に、楽しく生活するための多くの手がかりを秘める園芸、それをより効果的に応用する園芸セラピーの可能性は大変大きなものといえる。園芸セラピーは、リハビリテーション、職業訓練、生活訓練、教育、レクリエーションなどに取り入れ、各所で効果的な利用ができて、いくつかが日本では、高齢者に対する療法として、いくつかが老人福祉施設で実践されている。	・矯正施設においては、園芸作業の実績があるので、導入が容易である。 ・高齢受刑者の作業療法的な対策として有効である。 ・個別でも、集団でも実施が可能である。	・職業指導の園芸とは異なるので、療法としてのプログラムが必要である。 ・園芸療法を指導する職員の養成が必要である。	・「園芸療法」グロッセ津子
	キャリアアカウンセリング	職業選択を中心とした具体的な行動計画を立てるための援助をすること。個別カウンセリングとグループカウンセリングがある。個別カウンセリングはいくつかの技法（心理テスト、ナラティブ分析、読書療法、ロールプレイング、ストレス対処法やアサーティブネスの訓練など）を組み合わせて行う。グループカウンセリングは、①自己理解と問題解決の促進、②情報提供と活用、③動機づけ、④教えること、⑤実際に行動してみる、⑥態度の発達、⑦探索する、という機能がある。	・社会復帰を見越した進路指導を系統立てて実施できる。 ・少年院等の実績をそのまま活用できる。	・進路指導を中心としたカリキュラムを相互必要がある。 ・各種心理療法に精通した職員が必要である。	・「キャリアアカウンセリング入門」渡辺三枝子他

矯正施設の指導法・設備等の実績から導入が容易と思われるもの



現状	プログラム名等	内容	矯正施設への導入に当たって		参考・備考
			利点	問題点等	
	オンラインカウンセリング	インターネットや電子メールといった相互交流が可能なIT技術を用いて、様々な問題・悩みにあった適切なケア、サポートを行う。	少年院においては、寮内LANなどを用いての教育活動も行われており、メール等を用いた被収容者に対する働きかけも必要になる可能性がある。	・メールカウンセリング特有の技術と知識に対する職員の養成が必要になる。	・日本オンラインカウンセリング協会 ・現代のエスプリ「メールカウンセリング」
	アニメセラピー	古くから動物の癒し効果を利用した治療は、慢性疾患のみならず急性疾患に対しても積極的に治療に取り入れられてきた。性的虐待などの被害者に対するケアの事例と、アメリカにおいては、刑務所において受刑者に対して成果をあげているという報告がある。	・生命尊重教育などで、施設で動物飼育の実績がある。 ・対人不信感のある人でも、動物には親しみを持つことが多い。	・新たに飼育する場合には、設備等が必要である。 ・飼育に手間がかかる。 ・ペットロス（動物が死んだときの喪失感）への対策が必要	・「アニメル・セラピーの理論と実際」岩本隆成・福井至
	親業訓練	親が子供に対して効果的な対応をするための方法を学ぶためのプログラム。事例紹介、ロールプレイング、インスタクターの講義を組み合わせて、グループワークで実施する。子供の問題行動に対する予防的措置に重点が置かれている。	・親に対する系統的な指導ができる。 ・子供に対する具体的な接し方を提示できる。	・既存のプログラムがあり、それを実施するためには長期間の講習会を受講する必要がある。 ・予防的な措置が中心で、すでに問題行動が、激しくなっている場合の措置は難しい。	・「親業」トマス・ゴードン
	DV加害プログラム	暴力とは何かということをはじめ、刷り込まれた男らしさについて、自分の暴力的態度について、自分の気持ちについて、気持ちを表す方法について、怒りをコントロールする方法について学ぶ。	・被収容者の中には、DVの加害者もあり、また、暴力的な傾向が強い者に対してのアプローチとして用いることができる。	・自助グループ方式のプログラムであるので、矯正施設でのそのままの実施は難しい。	・「DVあなた自身を突き止めて」山口のり子
	児童虐待サバイバー治療プログラム	①鎮静、薬物投与 ②安全な場の確保、③出身家族内の人間関係の補足と修正、④自己についての物語を語る、⑤個別面接、⑥効果的な精神療法（イメーჯ誘導、EMDR、自己主張訓練）、⑦自助グループと自主グループ、の7点に留意した治療プログラム	・虐待を受けた被収容者に対するプログラムをして有効と思われる。	・各種心理療法に精通した職員が必要である。 ・被収容者間の守秘義務の問題	
	NLPトレーニング	コミュニケーションの質と能力を高め、ストレスを解消し、意欲を高める	・対人スキルを高める方法として用いることが可能	・既存のプログラムがあり、それを実施するためには長期間の講習会を受講する必要がある。	・「NLPリフレミング」R.バンドラー他
	メデイエーションプログラム (被害者と加害者の面会プログラム)	被害者が加害者に直接会って、様々なことを聞いたり、自分の思いを話したりする。始めに被害者自身が希望し、加害者も応じれば、双方に個人面談を重ねて、面会のための準備をする。加害者の利点は「被害者に直接会うことによって、被害者のダメージを軽減し、理解する機会が与えられる」「自分の罪を認め、責任を受け入れられる機会が与えられる」ということである。	・修復的司法の枠組みの中で、被収容者の変化を促すことができる。	・法的な枠組みの整備が必要である。	・「はじめよう！被害者支援」被害者支援を創る会

特定の対象者にある程度定められたプログラムとして準備が容易なもの

現状	プログラム名等	内容	矯正施設への導入に当たって		参考・備考
			利点	問題点等	
その	心理教育	<p>家族教育という呼び方もされるが、統合失調症に対する家族へのアプローチとして、①統合失調症は生物学的疾患であり、家族関係が病因とは考えない。しかし、家族の患者への対応の仕方は再発の可能性を関連している。②患者に対して不適切な対応をすれば家族のもとで生活する患者は再発しやすい。③したがって、再発予防を目的に、不適切な対応に関連する要点と思われる統合失調症についての知識、対応の仕方について、以下のよう内容の心理教育を行う。④統合失調症についての知識を伝え、その知識に基づいた適切な対応を身に付けてもらう。⑤教育的介入によって、家族の不適切な対応、とりわけ患者の脆弱性に対してストレスフルとなる可能性のある対応を改める援助をする。</p>	<p>・家族への教育的な方法が、マニュアル化されている。 ・問題とそれに対する対応が明確である。</p>	<p>・問題の対象者が統合失調症者なので、矯正対応にする必要がある。</p>	<p>・「心理教育実践マニュアル」木戸幸聖</p>
	ファングラグループ	<p>複数の人数(5~10人ぐらい)が、まず、模造紙にペイントで思い思いに、フィンガーペインティングする。そのとき、無言で行う。それが完成し、乾いた後に、グループセッションで、どんなことを感じ作ったかを話しあう。次のとき(2回目)に、今度は、その作り上げた作品を全員で切り張りして、別の模造紙に貼り付ける。そして、作品を作り、ネーミングを行う。最後は、また、その作品を見て感想を述べ、作品は処分して終わる。</p>	<p>・知的な障害があるものなどに 対し、非言語的な働きかけとして、有効と思われる。</p>	<p>・効果検証の問題</p>	
他の	スクイグル	<p>一方が適当に描いた線を用いて、他方が絵を描くというもの。硬く、交流が難しい少年の処遇の一端となるのではないかとと思われる。</p>	<p>・対人交流が難しいものなどに 対し、非言語的な働きかけとして、有効と思われる。</p>		<p>・「子どもの心に出会うとき」村瀬嘉代子</p>
	生と死の教育	<p>死を題材として、生について考える教育方法。各種教材を用いて、「死への準備教育(death education)」をとおして、自他の生命を大切に最後まで生き抜くかを考える「生への準備教育(life education)」を実施する。</p>	<p>・命の大切さを学ぶための教材がそろっている。 ・個別でも、集団でも実施可能である。</p>	<p>・各施設に応じたカリキュラムを作成する必要がある。</p>	<p>・「生と死の教育」の実践 吉田晴彦</p>
	セルフ・ヘルプ・グループ	<p>A.A.、断酒会、ダルク等の薬物関係のグループが日本では比較的大きな団体であるが、そのほかにも各種依存症に対応して、多くのセルフ・ヘルプ・グループがある。それぞれグループによって、対応の仕方が異なるものの、A.A.で行われてきた12ステップを用いてミーティングを行ってるところが多い。</p>	<p>・同様の問題を抱えたもの同士が交流する方法としては、実績もある。</p>	<p>・個人的な各種情報をグループ間で共有することとなるので、問題が生じた際の対応をどのようににするのかが、問題となる。</p>	

現状	プログラム名等	内容	矯正施設への導入に当たって		参考・備考
			利点	問題点等	
その他	紛争処理論	民事事件における調停人が用いているスキルのこととで、共感的態度を第一とし、当事者の意見を尊重しながら双方の和解を図るという方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紛争の解決という部分に着目しており、法的な枠組みで考えられているので、矯正にはなじみやすい。</li> <li>・施設内で生じた問題解決には適用しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設収容前の問題について、当事者同士がそろわないので、適用しにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「民事紛争処理論」和田仁孝</li> </ul>

## 実地調査記録

## (資料3)

区分	調査法	名称(施設名・講習会名)	対象等	内容等	方法・技法・プログラム	備考
家	施設訪問	親業	子育てに悩んでいる人	親子関係のスキルの付与。訓練プログラムは、週1回3時間で計8回実施	グループワーク、ロールプレイ、セッション、講義	親業訓練協会
	講習会参加	ブリーフセラピー	家族問題等	問題解決の焦点を絞り、クライアントとの関係においてどのような動機付けを高めるかに主眼を置いて実施している。	ブリーフセラピー	原宿カウンセリングセンター(田中ひな子)
家	講習会参加	児童虐待	家族問題等	非行と虐待経験についての、関係についてはここ最近言及されているが、具体的なケアについての部分ではまだ、十分整備されているとは言いがたい。そういった意味において、矯正施設内で、虐待経験についての体系的なカウンセリングを実施するというのが、現実的に難しいと思われるが、アダルト・チルドレン(AC)についての情報を提供し、被害体験のあった者については、客観的にそのような状況を整理できる体制を整えるという点では必要であろう。	アダルトチルドレンEMDR	原宿カウンセリングセンター(田中ひな子)
	講習会参加	家族療法ワークショップ EPモデルによる新たな展開	家族問題等	EPモデルという対人関係の相互作用の理論を中心に説明された。このEPモデルを実際活用して、家族療法を行うには、相当の設備と知識が必要で、簡便に導入できるモデルではない。ただ、対人関係をいくつかのパターンに分類し、それによって患者にどのような働きかけるといふ方法が明確になるといふ点では、アプローチの見過しが立ちやすくなる。	EPモデル	イタリア・バリ大学(ピエロ・デ・ジャコモ)
障	講習会参加	家族関係のカウンセリング	家族問題等	依存という側面から家族を検討し、家族関係を支配・被支配という観点からの介入方法についての講習	トmessage セルフヘルプ・グループ	原宿カウンセリングセンター(信田さよ子)
	講習会参加	アスペルガー症候群とAD/HDへの診断と対応法	障害児	障害があるにもかかわらず、それについて、本人も周りもわからないまま、問題行動ありとして、二次反応としての非行が十分考えられる。 TEACCHプログラム～「自閉症とその関連する領域にあるコミュニケーション障害の子供たちの治療と教育」という意味で、米ノースカロライナ州で、行政、大学、家族などが協力して、自閉症の人に生涯に渡る支援策を提供する。	遊戯療法、行動療法、言語療法、TEACCHプログラム、SST	NPO えじそんくらぶ 田中康雄(国立精神・神経センター)
障	講習会参加	非言語的方法と矯正教育	障害児	矯正教育の対象者は幅広く、ある種、言語的なコミュニケーションが十分取れない対象者や、言語的にはコミュニケーションが可能であっても、人と人との関係という意味でのコミュニケーションが十分に取れない対象者も多い。そのような中において、コミュニケーションという視点から矯正教育について、改めて考えていくことは重要である。また、その技法としてのスクイグル法も処遇が困難で、個別な対応が必要とされる対象者には、有効な方法と思われる。	スクイグル	大正大学カウンセリングセンター(村瀬嘉代子)

区分	調査法	名称（施設名・講習会名）	対象等	内容等	方法・技法・プログラム	備考
性	施設訪問	愛光女子学園	性問題対象者	一般短期処遇の非行問題講座における性問題指導	アンケート、講義、VTR視聴、討議を実施。	
	施設訪問	適応指導教室	不登校の中学生・その保護者	教科中心の個別指導（個々の進度に合わせて実施。一斉授業はしない） 保護者に対しては、月1回程度の面接相談	個別の教科教育 復学に向けての調整	中野区教育委員会
不登校	施設訪問	フリースクール（東京シュール）	不登校児	基本的に日課は決まっているが、それに縛られず、自分が好きなことをして過ごす。初等部は10：00～17：00まで、中等部・高等部は10：00～19：00まで。	特定のカリキュラムはない。子供たちがやりたいことを差えて、企画立案、実行する。スタッフはそのサポート。	NPO 東京シュール
	施設訪問	ダルク	薬物依存症患者ケア組織	午前1回、午後1回のミーティングに、夜間はNAミーティングに参加。ミーティングは話しつばなし、聞き放しで、スタッフが特に介入しない。	セルフヘルプグループ 12ステップ	ダルクリハビリテーションセンター
薬物	施設訪問	EXTENDEN FAMILY CLUB	薬物依存症者の家族、トナー、援助職	週1回のミーティング。通常のダルクのミーティングと同様の内容	セルフヘルプグループ 12ステップ	ダルクリハビリテーションセンター
	施設訪問	アハリ藤岡研究センター	薬物依存症患者ケア組織 家族のシエルトナー	午前の施設ミーティング、夜間のNAミーティングへの参加は強制。日中のスポーツプログラム等は自主参加。役割活動、掃除、炊事、犬の世話などは入寮者で分担している。そのための生活指導をスタッフが実施	セルフヘルプグループ 12ステップ 完全入寮制	ダルクリハビリテーションセンター
技法	施設訪問 シンポジウム参加	園芸セラピー研究会		園芸をとおして、リハビリテーション、職業訓練、生活訓練、教育、レクリエーションなどに取り入れる技法。特に日本においては、障害者施設、老人福祉施設で実践されている。 海外では、犯罪者、薬物依存症者のケアにも使用されている。	園芸セラピー 園芸療法士	財団法人 日本緑化センター
	講習会参加	心理療法の現在		病院の精神科において用いられている心理療法についての紹介、解説	支持療法 力動精神療法 認知行動療法	立教大学（町沢静夫）